

第九十一回 参議院内閣委員会會議録第六号

昭和五十五年三月二十七日(木曜日)

午前十時三十一分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

糸山英太郎君

林 道君

村田 秀三君

小野 明君

井上 計君

三月二十六日

辞任

成相 善十君

岩動 道行君

和田 静夫君

坂倉 藤吾君

福岡 知之君

向井 長年君

三月二十七日

辞任

中西 一郎君

藤川 一秋君

補欠選任

藤川 一秋君

岩動 道行君

和田 静夫君

福岡 知之君

向井 長年君

補欠選任

源田 実君

林 道君

野田 哲君

案納 勝君

村田 秀三君

井上 計君

補欠選任

石本 茂君

竹内 潔君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

古賀雷四郎君

林 寛子君

林 道君

村田 秀三君

石本 茂君

竹内 潔君

原 文兵衛君

松垣徳太郎君

國務大臣

國務大臣

(内閣官房長官)

國務大臣

(総理府総務長官)

政府委員

内閣法制局第一

部長

内閣総理大臣官

房広報室長兼内

閣官房内閣広報

室長

内閣総理大臣官

房総務審議官

宮内庁次長

皇室経済主管

常任委員会専門

員

宮内庁長官

宮内庁書陵部長

説明員

富田 朝彦君

福留 守君

○委員長(古賀雷四郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十五日、糸山英太郎君が、また去る二十六日、和田静夫君、坂倉藤吾君及び成相善十君が委員を辞任され、その補欠として藤川一秋君、野田哲君、案納勝君及び源田実君がそれぞれ選任されました。

また、本日、藤川一秋君及び中西一郎君が委員を辞任され、その補欠として竹内潔君及び石本茂君が選任されました。

○委員長(古賀雷四郎君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に林道君及び村田秀三君を指名いたします。

○委員長(古賀雷四郎君) 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案につきましては、前回趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○磯山篤君 前回提案の理由をお伺いしたわけですが、ごく簡略な説明でありましたので、内廷費あるいは皇族費のよって立つゆえんとか、あるいは算定の根拠というふうなものにつきまして改めてお伺いをいたします。

○政府委員(山本信君) 今回の皇室経済法施行法の一部改正をお願い申し上げましたのは、提案理由でもお述べいただきましたように、内廷費及び皇族費の定額につきまして改正をお願い申し上げたいということでございます。

内廷費及び皇族費の性格につきましては、内廷費は天皇を始め内廷皇族の日常の諸費に充てられるものの、皇族費につきましては皇族の品位保持の資に充てられるものの、こういうことにそれぞれ皇室経済法によって規定をされているところでございまして、それぞれ年額を定額で国庫から支出をする、こうなっているものでございます。

それで、この内廷費及び皇族費をどういうかっこうで改正をお願いをするのか、その基礎でございしますが、これはいろいろなやり方があったわけでございますが、昭和四十三年以来一つの原則を決めていただきました。それによってその後の改定をお願い申し上げている。今回もその原則によっているわけでございします。その原則と申しますのは、四十三年の十二月に皇室経済に関する懇談会というものを開きいただきました。――お集まりいただきました懇談会のメンバーとは、皇室経済会議のメンバープラス総務長官ということでございますが、それらの方々に、当時の方にお集まりいただきましたその原則を立てていただきました。

原則は、結局物価の上昇率及び国家公務員の給与改善率を勘案して、前回の定額改定後の増加見込みの額が定額の一〇%を超えた場合を目途として改定する、こういう基本原則をお立ていただいたわけでございします。

それに至ります間におきましては、いろいろと定額改定のやり方等も内閣委員会等でも御議論あったわけでございますが、やはり何かの基準を

つくった方がいいじゃないかということがございまして、さようなことが四十三年に行われたわけでございます。それ以来、この基本原則に従いまして定額改定を数回お願いを申し上げてまいりました、かようなことに相なっております。

今回お願いいたしますのは、いま現行法で決まっております定額は内廷費一億九千万、それから皇族の定額の基礎になります額は千七百六十万、こういうことが決められておるわけでございますが、この金額は実を申しますと五十二年の四月に決められた定額でございます。以来三十九年、同一定額を二、三、四と使ってまいりましたわけでございます。この三十九年間にござますところの物価の上昇率及び国家公務員の給与の改善率、これらを計算をいたしてみますと、物価で申し上げますと、この現行法の定額を決めましたときの基礎は五十一年の一月から十一月までの平均物価指数、それをとっていただけたわけでございますが、今回お願いをいたしました明年の度予算との関連におきまして定額改定、この基礎をいたしましては五十四年の一月から十一月までの月平均の物価指数、これは東京都部の消費者物価指数の総合でございます。これでいきますと、その三十九年間に一六・九％の消費者物価の値上がりになっている、こういう数字がございます。

それからもう一つ、国家公務員の給与改善でございますが、五十二年、五十三年、五十四年、それそれ人事院勧告に基づきましての公務員の給与改定がございました。御案内のとおり、五十二年度が六・九二％、五十三年度が三・八四％、五十四年度が三・七〇％、これらを連累いたしますとその結果が一五・一三％、こういう率に相なるわけでございます。したがって、これらの率はいずれも四十三年にお決めたいただきました、そしてその後それに従ってやっておりますところの定額に対して一〇％を超えた場合ということに該当をいたすわけでございます。やはり三年間同一単価というようにござますと、御案内のとおり、内廷におきまして、宮家におきまして

も、それぞれ人件費等もこの中から支弁している部分も相当数あるわけでございます。そういう観点からやはり御不自由をおかけしないためにはひとつ定額の改定をお願いすべきではないか、こういうことで、昨年の十二月二十日に皇室経済会議を開きいただきました。その御議決に基づきまして予算要求をし、また法律の改正をお願い申し上げる、かようなことになっているわけでございます。

そうして、先ほど申し上げました消費者物価の上昇率、これを物件費相当部分に掛け、それから公務員の給与改定率の上昇率を人件費相当部分に――大体三分の二が物件費、三分の一が人件費でございますが、そういう操作をいたしまして、今回の新しい定額といたしまして平年度におきましては内廷費は二億二千百万、それから皇族費算出の基礎になる定額は二千四十万、こういうお願いを申し上げたいということになっているわけでございます。

ただ、五十五年度につきましては、現在の財政事情あるいは経済情勢ということをお慮をいたしまして、いろいろの経費の支出等につきましましての御工夫をお願いをいたしたいということで、実質的には年度の半分、後半から引き上げると同じような考え方に立ちまして、ただいま申し上げました通常ベースであれば、引き上げられるべき額の半分を五十五年度ではお願いを申し上げている、こういうようなことになっている次第でございます。

○磯山篤君 内廷費もそうだし、それから皇族費もそうだと思うんですが、公の公務員を雇用してやっている部分もありまして、それからそうでない私の使用人といいますが、そういう方々もかなりおいでになるわけですね。なかなか、公私の判断といいますが、公私の基準というのはいささか難しいと思うんですが、大まかに言って、こういう場合にはこれが公で私の費用だということふうな何かそれらしき定義ですか、そういうものはおありなんでしょうか。

○政府委員(山本信君) 御指摘のとおり、職員におきましても、宮内庁職員は国家公務員といたしまして宮内庁費の方で給与等は支払いをさせていただきます。内廷におきましても約二十五名程度の職員を抱えていらっしゃいます。それから、各宮家におきましても、公務員としての宮家付の宮務官でございますとか侍従長とか運転手とかというのがございますけれども、宮家限りの者も数名ずつ雇っていらっしゃる、かようなことになっております。

それで、内廷関係で申し上げれば、もちろん宮内庁としての組織をもつてやっております部分は、これは国家機関でございますから全部宮内庁費でございますけれども、いまの二十数名の職員を内廷で抱えている、その職員はどういうところに主に充てられているかと申しますと、一つは祭祀関係でございます。それから掌典職というのが昔からございますけれども、このお祭り関係の職員はすべて内廷費でございます。要するに国家公務員ではございません。そういう扱いが一つ。それから、陛下の生研、御研究でございますが、その関係の職員、これも相当部分というのは内廷で雇いに入っている、こういう点がございます。

それから、奥向きのごく身近なところの何と申しますか、使用人というのが数人と、こういうようなものはそれぞれ内廷費の方からお払いをなさっておりますと、こういうような事情になっております。

○磯山篤君 古い話で恐縮ですが、一九四五年の八月十五日で区切りが一つついたわけですが、そのときの天皇家の財産というのは当然処分をいたしましたし、それから新憲法ではすべてこれは国の財産、こういうことになっていったわけですが、終戦時におきます天皇家の財産あるいはその処分ですね、われわれ昭和一けたの者はよくわからないうので、その辺ひとつ教えてくださいます。

時財産があったと考えております。御案内のとおり、そのうちの大部分は、現在で言えば国有林野特別会計になっているわけでございます。御料林といつかうで非常に大きな財産を皇室は持っておられたわけでございますが、これらはすべて御案内のとおり国の方に移管をされているわけでございます。それから、昔で言えば皇室博物館でございますとか、こういったものもまさに帝室であつたわけでありまして、こういったものも当然離れているというふうなことでございまして、それからあの当時財産税がかつたわけでございます。それから、あつたものをそういった意味で出されたわけでございますが、結局、やはり不時の用に要するであろうということで、当時といたしましては千五百万の現金といいますが、それだけが皇室に残つたと、こういうふうなことになる、これはございまして。

御案内のとおり、いま、宮殿初め皇居あるいは御用邸、こういったものはすべて国有財産でございます。内廷で申し上げれば、いわゆる不動産は全然お持ちになっていないというふうな状態でございます。たてまえだけじゃなくて事実そうでございますが、そういうふうな状態になっているものでございまして、その基金として最初に、二十一年でございましたが、二年でございまして、当時でございましたが、千五百万はいろいろ株あるいは債券等にかわつていたわけでございます。あるいはその途中いろいろな御慶事等の際にそれが減つたりふえたり――まあふえることはございせん、減るということはあります。あとは、経済活動、通常の株の増資とか何とかいうことで多少はふえておりますけれども、その程度のものである、こういうことになっております。

○磯山篤君 いわゆるお手元金というのは定額で決めているわけですが、古い話でこれまた恐縮ですが、一時大変なやりくりというふうなことも新聞その他で伺ったことがあるわけですが、そういう意味で窮乏なおお手元金であるのか、多少は弾力性があるのか、なかなかむずかしいと思ひます。

れども、おおむねどんなものでしょうか。

○政府委員(山本信君) 内廷費の關係で申し上げれば、やはり陛下としての、あるいは内廷の皇族方に直接御不自由をおかけするというものではなないという気持ちではもちろんいるわけでございます。そういう点から言つて、やはり物価等が上がつた場合には、一定限度を超えればこうやうて定額改定もお願いせざるを得ない。やはり三年間も同じ単価でいけば、次第に苦しくなるのは当然でございます。早い話が、毎年公務員の給与改定があれば、その二十数名の職員に対する給与改定は国家公務員に準じて実施をいたしてきていますわけでございます。したがってそういう点では、いろいろと御工夫までお願いしなきゃならぬし、ただ、計算の基礎に割といふようなものの予備費といふものを最初のときにはとっていただきまして、それはその二年目、三年目でもって食われましていふわけでございます。そういうものはなくなつてくる、そういうような事情にございませう。それから、大きな御慶事があるというようになるとなると、やはり相当の金の方も取り崩すといふような場合も当然起こり得るわけでございます。

この点は、皇族方の場合におきましても全く同様の事情に相なつておるといふように存ぜられます。皇族方の場合には、内廷と違ひまして、財産のある方ない方といふ、全部同じじゃございせん。ただし、それにいたしまして、何と申しますか、営利事業を皇族方がおやりいただくといふ考え方は持っていないわけでございます。また事実にも営利事業といふことに直接関与してどうこうやっていただくといふことは、この皇族方といふのが大部分御生活のもとになつていふといふことでございませう。何と申します、いろいろとやりくり等もなされていふ、こういうふうなので分析のしようがありませんが、宮廷費の中で少し特徴的なことがあるわけですね。その年々いろいろな行事があつたり、皇室外交という言い方が適當かどうかはわかりませんが、外国旅行をする場合もありますので変動があるのは當然だと思ふんですが、少し気になりますのは修繕費なんです。たとえば昭和五十一年度宮廷費の中で払われました修繕費といふのは、決算が八億四千九百六万円になつていふ。それから五十二年で見ますと、予算が九億五千六百七十五万、支出済みが同じく九億五千六百七十五万、こういうふうな過去の例をずっと調べているわけですが、年増額をしていふわけですね。九億のお金と言へばかなり宮廷費の中で占める割合は高いと思ふんですね。それが毎年毎年ふえていくといふのは何か原因がなければならぬし、またその理由もあるだらうといふふうに思ひますが、この点いかがですか。

○政府委員(山本信君) 御指摘のとおり、修繕費といふものが宮内庁費の中ではウエートの大きな経費でございます。宮内庁の所管事務といたしまして、皇居の宮殿を初め各種の皇室用財産の維持管理、これをいたしていただくわけでございます。その關係でいろいろの施設があるわけでございます。ただ、中身として修繕費で大きなものを挙げてまいりますと、宮殿その他もございませうけれども、それよりも非常に大きなものといつたしまして、一つは桂離宮、これも宮内庁所管であるわけでございます。桂離宮といふのは、御案内のとおり解体修理を何百年ぶりかで行つていられるわけでございますが、あれもこの中に入つていられるわけでございます。それから各所に陵墓を持っております。——これは全部ではございせん。なかなか手がつけられせんけれども、必要なものから逐次約一億程度の金をかけて修繕をしていふ、こういったようなものがそれぞれ大きなものとして入つていられるわけでございます。そのほか京都御所の修理といふようなものもある程度の年限で、必要な部分だけ手をつけている。たとえば屋根のふきかえを一部やるとか、へいをどうするとか、これだけでもなかなかやはりこのごろでございますから、経費といつたしましては——まあ要するにいまの建物のつくり方でもって直すわけじゃございせんものから、そういった意味でのものがかかる。こういったようなものがそれぞれの年度に分散して入つていられるわけでございます。はつきり申し上げまして、たとえば修繕費關係等を見まして、平年度的に四億前後のものはいろんな意味での宮内庁所管の、宮内庁舎も含めて全部でかかつていふと思ひますけれども、約半分強が特別修理といふかっこうになつております。いま申し上げましたようなのは特別修理として大きく上がつてきていふといふようなものになつておるわけでございます。

また、宮殿にいたしまして、実を言いますと昨年で新宮殿が建ちましてちよと十年たつわけでございますが、多少ずつその間の修繕といふようなものを要するところも出てくるというやうな、あるいは機械等についても交替をしなければならぬといふやうなことがそれぞれのあるところで上がつてまいつていられるわけでございます。一つ御説明申し上げれば御納得いただけるやうな内容なのではなからうかといふやうに存じていふやうな次第でございます。

○鶴山篤君 事柄によつては建てかえができないものもありますね。補修、修繕で維持管理をしなければならぬものもあるし、それから、そつくりそのまま取りかえる、新築といふものもあるだらうと思ふんですが、傾向として予算は大体この程度に毎年ふえていく可能性をお持ちなんですか、それとも一定のところに來ればさしたる金は要らないといふやうな御判断でしょうか。

○政府委員(山本信君) この關係で申し上げますと、桂離宮といふたやうな一種の文化財的なものと、桂離宮といふたやうな一種の文化財的なものの保存といふやうなことになるかと、桂離宮一つとりまして、いまは本建築といふか、御殿そのもののところをやつておられますけれども、あと茶室が幾つかある、こういったやうなことが出てまいります。あるいは修学院離宮といふやうなところをとりまして、やはり建物を旧來の文化財として維持していくためにはある程度の年限のところでは直す必要が出てくる、こういったやうなことがございませう。それらはいずれも宮内庁独自の判断でこれが適當だろうといふことでお願いするといふよりも、むしろそういった關係の學者といたつたやうな方々といふものともよく相談をいたしまして、もうやはりこれは手をつけないと維持できないぞといふやうなところになつておるやうな感じがございませう。これは出入りがそれぞれにきつて出てくる問題だろうと思ひます。

それから先ほど申し上げましたやはり大口の一つでございます陵墓といふやうなことになるかと、やはりこれは相當な数があり、かつ古いものも多いわけでございますし、あるいは古墳式のものでございませう、やはり周辺との關係でお隣その他に手を加えなきゃいかぬといふやうなこともそれぞれにきつて出てまいります。何といひますか、ずっとたまつていられるものを逐次計画を立てて、余り金額の増減がないやうなかつて毎年度予算執行をしていられるやうなことでございまして、希望から申せばもつとつとやうていきたいといふ場合があるわけでございますが、そういう意味で非常に長い目で見れば、もちろん一定のところでもつて、そつとふえるものじゃないといふことは存じますけれども、ある程度の増といふものは、何といひますか、そういったものがたまつておるといふ意味におきまして起こり得る。起こり得ないといふことは申し上げかねると思ひます。

宮廷費全体といたしまして、そう大幅な増加にならないやうに配慮は、当然私どもとしても国家財政に負担をかけていられるわけでございますが、当然配慮しなければならぬこととは存じます。また同時に、宮内庁としての負つておりますそういったやうなものの維持管理といふやう

な機能も、これもやはり相当な文化財も持っているわけでございますので、それらのことにおきまして支障のないようにということは十分配慮していく必要があると存じております。

○磯山篤君 この十年の間に皇族の皆さん方、家を新しくかえられたわけですが、この建て方といひますか、構造といひますか、そういうものについては何かひな形みたいなものはあるんですか、あるいは基準というんですか、もしそういうものがあるればお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(山本悟君) それぞれの宮家によりまして、御家族の構成も違ひますし、いろいろなお考えもございましょう。要するにお住みになるところでございまして、規格のパーセント式なわけにもまいらないわけでございますけれども、やはりある程度大きなさというふうなものにつきましましては、実例としていま御指摘のとおりこの十年の間につくってきたわけでございますが、おのずと、相場というもののにもありますが、そういうものはあるかと存じます。御案内のとおり、皇族様としての御活動というものは、やはり相当に公的な部分がございます。そういう意味で何といひますか、皇族といったような関係、宮邸というふうな関係はなくなつてもいいわけの公邸という制度があるわけでございますが、あの場合におきましても公邸部分あるいは私的な部分というふうな観念があらうかと思ひますが、そういう点は当然公的な活動も、外国人あるいは大使というふうなもの、レセプションというふうなものがある程度でございようなかつたらどうか、そういうものは必要なものにはつくりなかならない。

それから、もう一つ何といひますか、職員関係の、事務関係等もございまして。こういうのはやはり各宮家において配置されております各種の者等があるわけでございますので、そういうふうなものをお勘案して、要するに事務的な部分というのものと出てくるというふうなことでございまして、もちろんお住みになる方の考えというののも大いにあるわけでございますが、同時に、おのずと

規格といひますか、そういうものも出てくるのじゃないか。ただ、具体的問題になりますと、地形でございましてなかなかいひたいようなことである設計上は影響されてまいりますので、それらは具体にはいろいろなかつたものがございと思ひますけれども、そういうふうなことで運用をいたしてはどうかと思ひます。

○磯山篤君 次に、宮内庁関係についてお伺いするわけですが、特別職にいたしてしましても、あるいは一般の方々にしまして、大分年齢構成が高いというふうな前から指摘をされてゐるわけですね。やむを得ない部分もあるんだらうというふうな思ひますが、大体特別職で平均何歳ぐらい、あるいは一般職で何歳ぐらいというのはいくらおわかりになりますか。

○政府委員(山本悟君) 特別職で何歳といひのはちょっと持つてきておりませんが、ただいま手元にございまして資料では、五十四年の七月一日現在において、宮内庁の平均年齢は四十一・〇一歳、国家公務員の、これは去年の一月の数字のようでございますが、平均年齢が四十・四歳というところで、六カ月弱総平均としては高いという数字が手元にございまして。

御案内のように、あるいはただいま御指摘のございましたとおり、宮内庁の職員の中には特別職というグループがございまして。これは、長官でございまして、侍従長、侍従次長、式部官長、それから女官長、東宮大夫といったようなことが御案内のとおりにございまして。これは、これは年齢ははつきり言つて高うございまして、これは事柄の性質上さうなことに相なつてゐると思ひます。そのほか、特別職にいたしては、いわゆる一般の侍従、それから女官、それから東宮侍従、東宮女官、これはいま現在特別職になっておりますが、これらはそれほど通常の他の官庁に比べても現在のところはさう高いとは思ひません。ただ、やはりさういふ人のほかに、一般職ではございまして、侍医でございまして、あるいは官付の宮務官でございまして、か官付の侍従長でございまして、か、さういふようなことになりまして、事柄の性質上一般公務員のようなことになりまして、年齢といふものをちよつと考慮するわけにはまいらないような事情がございまして。さういふ点、なかなかむづかしいものさうございまして、特別職的なものは、さういふような意味で側近といふようなことになりまして、やはりそれぞれおつかえする方の御年齢といふようなものも当然影響してくるわけでございます。なかなか年齢からいふ新陳代謝といふようなものになじみにくい点があることはお考えおき賜りたいと思ひます。

そのほか、一般に宮内庁の職員と申しまして、何といひますか、通常の行政官庁と多少ニュアンスの違つた点も否定はできないところでございまして。宮内庁職員約千五百強のわけでございますが、そのうち三分の一はいわゆる行(二)の職員と。これは考えてみまして、宮殿あるいは皇居のお庭から何らか管理する者から、それから何と申しますか、いわゆる雅楽をやつてゐるような職員からいふと、陵墓の管理をやつてゐる、ずっと全国の各地に陵墓があるわけでございますが、そのところの管守をやつてゐるといふような者からいふわけでございます。さういふような者をそれぞれ考えてまいりますと、やはりさういふ一般行政事務とは違つたようなニュアンスの職員が相当あるわけですね。そのことを念頭に置いた上で、やはり職員構成といったものを考えていかなくばならぬと、かように存じてゐるところでございまして。

○磯山篤君 宮内庁といへども行政改革だと定員削減を逃げるわけにはいかぬだらうと思ふんですね。今日まで、あるいは今日現在でも結構ですが、この定員削減についての宮内庁の対応の仕方、あるいは行政改革についてこの分野をどういふふうな改革をしていくという計画になつてゐるのか、その点を伺ひたい。

○政府委員(山本悟君) 御指摘のとおり、宮内庁もやはり行政官庁でございまして、定員削減

計画の中にはカウントされてゐるようなわけでございます。行管との協議の結果、毎年削減率を決めております。どういふところからやるかというの、それぞれの部局の大きさ、その他の関係を見まして割り当てをやつておまして、年度によつて違つたわけでございます。いわゆる一般の行政事務的なところにおいて主として削減をやつていくといふことにならざるを得ないような実情でございまして。削減計画によりまして、五十五年度におきましては五人の削減を割り当てられてゐると、さういふことになっております。

○磯山篤君 機械的に定数、定員が減らされるという点になりまして、職掌柄なかなかむづかしい点があるだらうと思ふんですね。専門的なそれの方を切るわけにはいかないし、また補充もしないわけにはいかないといふふうに思ひますが、その点はどんなものでしょうか。

○政府委員(山本悟君) 御指摘のとおり、なかなか一律にどこ部分にも人数を減らして割り当てるといふわけにはいかぬ点はございまして。さういふ点、やはりできるだけさういふことの可能な分野、もちろん官庁としての分野もあるわけでございます。可能な分野においては考えがいかなくばならぬ。ただ同時に、どうしてもふやしていただかなければならぬものもないわけではございません。これはやはりいろいろの側面、その他の体制というものを考えていくと、やはり事情は変わつてくる。その場合に、振りかえのきくものもあるし、きかないものもあるしといふようなこともございまして。さういふ点、たとえばきつめて特殊な例でございまして、宮内庁の仕事の中で、宮内庁書陵部というところでは非常に古い本等も保管いたしておるわけでございますが、さういふような場合に、これを修補、直すような技術などというものは民間にはほとんどなくて、むしろ宮内庁のそこでやつてゐる技術が民間に出ていって活用される、さういふようなことであります。さうすると、やはりそれを絶やさないためには、若い人だつてその部分で増

員をしてでも雇ってつくつていかなければならぬ。こういったようなきわめて特殊なものでございませうが、そういう例もあるわけでございます。また、そういう点は、やはり必要なときには行管庁なり大蔵省とか合つて必要な措置はして貰う、こういうような考え方、態度で臨んでいられるところでございます。

○磯山篤君 皇居なり宮内庁は非常に質素にやっています、こういうお話を新聞ではよく読むわけですが、最近のように、省エネルギーという声がかかりますと、これまた、皇居あるいは宮内庁も協力の立場をとらざるを得ないと思うんですが、実際はどんなふうなことで行われているんですか。

○政府委員(山本信君) 御指摘のとおりにこういう御時勢で、必要な協力といいますが、それは当然しなければならぬという基本的態度でいるわけでございます。宮内庁は、先ほど申し上げましたように、やはり官庁というところのところでございませうから、これは政府の方で、省エネルギー・省資源対策推進会議でお決まりになりました事項、これは当然、官庁といたしまして宮内庁はやるわけでございます。実際のところ、例のこの冬の冬で言えば暖房十八度ということ、そういうことはもちろん宮内庁はそれとやりやっております。去年の冷房の二十八度、大変暑うございましたけれども、あれも、まず宮内庁といたしましてはそれとやり、実施の時期、その他につきましても決められたとおりをやっております。また、例の省エネの日におきます車の問題とか、あるいはマイカー通勤の自粛の問題とか、やはり職員にも協力を求め、そういう措置をいたしているわけでございます。

宮殿というふうなことでございませうと、これはいささか、通常官庁ベースのとおりにいけるかどうかというのには非常に問題でございます。ただ、宮殿というのは相当行事がございませうけれども、常に全館を使っているというふうなものではございませうから、その辺はきめ細かく、機械設備との関連はございませうけれども、使用する部

分についてもきわめてきめ細かないままの冷暖房等も処理をするというふうなことはもちろんございませうし、実際上は、宮殿の諸行事の際にも、暖房で申し上げても、従来こういったことがなかった時代に比しますと約二程度温度を下げて運営をこしはいたしております、それほど支障があったとは思っておりませうけれども、そういうような処理をいたしておりますし、昨年の夏の場合には、官庁と同じにやってみた儀式なり午さんみないなものがあつたわけでございますが、これはやはり服装という点が上着脱ぎでというふうなことになるのでございませうから、やはりある程度は官庁よりはそういった面も配慮せざるを得ないけれども、従来のそういった事情のなかつたときに比べれば、大いに考慮をいたしましてそういう運営をする、こういうふうな考え方でも実際もいたしてまいりました、またこれからもしなければならぬと思っております。

○磯山篤君 憲法十五条には、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」、こういうふうな定めがあるわけですが、宮内庁職員、公務員の場合に、広い意味では全体の奉仕者ということも考えられそうなんですが、ある特定の部分、あるいは一部の部分だけに奉仕をしている感じがなきにしもあらずというふうに思われるわけですが、その第十五条の全体の奉仕者と宮内庁の公務員の皆さんの立場というんですか、この規定はどういうふうに理解したらよろしうございませうか。

○政府委員(山本信君) 言うまでもなく天皇は、日本国憲法によりまして日本国及び日本国民全体の象徴といふことになって、そういう御身位、お立場に立っていらっしゃるわけでございます。その天皇なりましたそれを取り巻くところの、すてに憲法によつて認められた皇族といふものの、お世話を申し上げるということそれ自体、やはり日本国憲法を守つていき、それを推進するゆえんであると、かような気持ちで公務員たる宮内庁職員は対処をいたしているというふうに私は思つて

いるところでございます。何と申しまして、陛下ということが非常に宮内庁から見れば身近に御存在でございますから、そういった方に目を向けるということでは、いま御指摘のとおり一部の奉仕者じゃないかという疑問もわくわけでございますけれども、陛下に奉仕を申し上げるということが、やはり日本国憲法に認められた象徴天皇という制度というものを守つていくと、こういうことに相なるという気持ちで、その間には全体の奉仕者ということと矛盾するものではないと、かように存じております。

○磯山篤君 天皇の公務といふのは非常に多いと聞いておりますし、週刊誌なんかの発表を見ましても、非常に激務であるというふうなことが報道されるわけですね。

そこで、非常に恐れ多いことなんですけれども、一年間にたとえ法律などの決裁をやつたとか、あるいは宮内庁関係の決裁を行つた、さらにはいわゆる親書の交換とかあるいは電報とかといふものもあるだろうし、それから儀式もあるだろうし、行幸といふふうなものも非常に多いと思うんです。大体仕分けして、一年間どんなふうな状況になっているか、ひとつ御披露をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本信君) 確かに御指摘のとおりに、いろいろの陛下としての公務と考えられるものがあるわけでございます。その第一は、もちろん日本国憲法に定められた国事に関する行為といふことになろうかと思ひます。これは言うまでもなく憲法三条によりまして、内閣の助言と承認に基づいて行われるわけでございます。多くの項目が憲法第七条に列記してあるといふことになるわけでございますが、これは具体的に、これら各事項につきましても、内閣が閣議決定を行ひまして、これを書類にして送付してきたものを陛下が宮殿の表御座所でごらんになる。そこでこれらの書類には毛筆で御署名になるか、またはそれぞれの印をお押しになると、かようなことになるわけでございます。五十四年

中にこれらの書類は、法律、政令、条約の公布、あるいは国会の召集、総選挙の施行の公示、あるいは各大臣の任免等の認証、特赦、大赦の認証、栄典の授与、批准書の認証あるいは大公使の授受といったようなこととございまして、五十四年中には約九百件それらのことがございました。

また、同じく国事行為でございます憲法七条に書いてございます儀式、これは新年祝賀の儀が国事行為として指定をされておりますが、そのほか国事行為に関連しました儀式といたしまして、認証官の認証式とか、あるいは総理大臣の場合には親任式でございますが、あるいは外国の特命全權大使の信任状及び解任状の捧呈式と、こういったような儀式が昨年は約四十回ございました。これらはいずれも宮殿で行われているわけでございます。

それから、こういった憲法に直接基づく国事行為はございませうが、象徴としてのお立場から催されます各種の公的な儀式、行事、御会見、あるいは茶会、拝謁、謁見と、いろいろなものがあるわけでございますが、これらが昨年は二百四十回行われていたと承知をいたしております。また、外国元首との御親書、御親電の御交換が約五百件という数字が出ています。

これらは宮内庁関係を除いた数字でございます。宮内庁関係といたしましては、ごらんになっておられるか、あるいはお伺ひして決めたいたいた方が多いといったような各種の書類がございませう。これは相当数、非常に多い数の書類をこらんに入れているとございませう。

○磯山篤君 資料をいただいたんですが、「皇族の各種団体名譽總裁等御就任状況」というのがあるわけですが、それぞれの皇族が總裁または副總裁、あるいは名誉学長といふふうなものがあるんですが、これは宮内庁の推薦といふんですか、あるいはそういう団体からの要請といふんですか、何かその就任についての基準とか定義といふものが何らかあるだろうと思ひますが、その点い

というようなことでこの数年対処はいたしてまゐっておりますけれども、基本的には、やはり宮内庁の考え方といたしましては、祭祀の対象になつてゐる、いわば生きたお墓であるということを中心にして考えざるを得ない。その点はいろいろの考え方のあることは存じておりますけれども、やはり祭りの行われてゐる墓である、この点は疑ひ余地のないところでございますので、それを基本にした上で、可能な範囲内において研究といたつたようなものにつきますとも考慮をしていくと、こういうようなことで対処してまいりたいと思つてゐるところでございます。

○磯山篤君 先ほど説明がありましたように、八百九十二基というんですか、あるわけですが、いろんな書物を読みましても、これは間違いなく何々天皇の陵である、何々皇族の墓であるというふうに見えるものと、それから明確に言えないものが文書の上で見ることができるといいます。言いかえてみれば、やや疑義のある陵なり墓なりものが現存している。そのことについて、そういう疑問なり疑義なりについて、しっかりと説明が与えられるならばそれも一つの見方だろうと思うんですが、疑わしいものが残っている——現にあるわけですね。こういうのをどういうふうに理論づけているんですか。

○説明員(福留守君) 陵墓の御治定でございますけれども、古くは日本書紀、古事記あるいは延喜式に所在が書かれています。それから中世以降、戦乱の中で一時所在が不明になったものもございまして、徳川時代に入りまして元禄以降、特に幕末の文久の際には、陵墓につきましまして新たにこの御陵であるということで治定されまして、またいろいろの修築工事もいたしたわけでございまして、明治に入りまして、それまでに決まっておりましたもの、若干の御陵につきましましてまた新しく御治定になったわけでございます。治定の根拠といたしましては、文献面はもちろんです、現地踏査もいたしまして、なおその当時、考古学の方は若干のまだ未発達のものでございましてけれども、その当時の最高水準の学者等の考証によりましていろいろ御治定になったわけでございまして、その後、私どももいたしましては、根本的にそれを覆すような資料は発見されてないと考えておりますので、現在の陵墓につきましましてはそれが正しいものとして管理しておるわけでございます。

○磯山篤君 天皇家の私的の祭祀の対象というふうに見える部分もありますし、それからまた、見ようによっては国有財産たる皇室用の財産というふうに見える部分もなしとしない。現にこれは天皇家が祭祀をしているんだということになりますと、それは天皇家の祭祀の対象ということが一〇〇％ではないかと思うんですが、その点いかがですか。

○説明員(福留守君) 皇室典範第二十七条に、「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を、陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、」ということがございまして、なお附則三項に、「現在の陵及び墓は、これを第二十七条の陵及び墓とする。」という法的根拠もはっきりいたしておりますので、陵墓を管理いたしますことは国の事務であるというふうに考えております。

なお、祭祀のお話が出ましたけれども、たとえばそこに葬られております天皇、皇族の御命日に当たりましていろいろなお祭りをすること、ことごとくございまして、その場合に神饌をささげるといふことは、それから掌典職の職員が参つてお祭りをすること、これはございまして、その場合の神饌料とか、その祭祀をとり行う掌典職の職員は内廷の職員ということで、いずれも内廷費から出ておるわけでございまして、

○磯山篤君 私は、むやみやたらに発掘しろなんということを言うつもりはありません。少なくとも国民の、仮に国民の財産というふうに見えるならば、仮にそれが陵であろうが墓であろうが、広く国民に開放するという考え方を持っていけないか。あるいは文化財保護団体などから、考古学的な立場も含めて開放したらどうかと、あるいは具体的に文化財の指定をしたらどうかという意見も最近強く出ているわけですね。これも国民多くの声だとするならば頭から無視をするわけにはいかないと思うんですが、その点いかがですか。

○説明員(福留守君) 私どもは、陵墓は第一義的に天皇、皇族を葬るところで、祭祀の対象となるものであるというふうに考えております。一面において、国民の文化財たる性格をもちろん持つておるわけでございまして、そういう点につきましては、先ほど次長も答弁いたしましたように、保存工事をいたします際に見学をしていただくとか、あるいは工事は関係なく、一般的にも純粹に學術研究を目的とするもので、歴史学とか考古学を専攻するような方につきましましては、堤防その他の外周部ではございまして、見学をしていただく。それから、なお工事等に伴いまして、私どもの方でわかりましたことにつきましましては書院部紀要等におきまして公表するというふうにいたしておるわけでございまして、

○磯山篤君 それから、天皇が公的な行事あるいは慣例的な行事、いろんなことをなされておるわけですが、日本と国交のない国の代表が天皇と、何というんですか、会見という言い方は適當ではないと思うんですが、会われたことがあるというふうにも記録で見ているわけですね。これは何年でしたか、たしか四、五年前でして、これは何ね、北朝鮮の代表がある国際会議で日本に参りまして、その団体の一員として、天皇が——その人だけと会ったわけじゃないんですが、その参加者、団体全体の方に会われたという記録があるわけですが、これは国交のない国の者であってもそういうことはあり得るんですか。その点いかがでございますか。

○政府委員(山本悟君) ちょっと私も、ただいまここに並んでおります宮内庁職員も、比較的そう古くないものでございまして、全部のことを承知いたしておりませんので、その事実をちょっと調べさせていただきます。その点いかがでございますか。

○磯山篤君 事実を調べていただきたいんですが、考え方の問題として、国交のない国の人が、その人だけ単独というのではないと思いますが、ある種の国際会議、団体で日本で会議が行われたりした際に天皇が会う、こういうことについて、別にいけないというふうに決めているわけではないわけですね。

○政府委員(山本悟君) 外国の方々とどういふうあいにお会いをするかというふうなことは、これは国公賓ということになれば、もちろん政府の閣議決定その他によって決まってくるわけでございまして、

○磯山篤君 列国議会同盟というのがあるわけですが、あるいは郵便何とか国際連盟というふうなものがあるわけですね。国交はしてないけれども、そういうそれぞれのインテンション、ナショナルな機関に国交のない方々でもそういう分野では入っているわけですね。そういう人たちが日本で国際会議があつて、天皇が会われるという場合に、国交のない国の人は出ていくべきではないというわけにもいえないと思うんですが、その点どうでしょう。

○政府委員(山本悟君) ただいま具体にお出しになりましたたとえば列国議会同盟、そういうようなことになってまいりますれば、それぞれのそのことを御主権になつていては國家機關、政府の場合には外務省の場合もございまして、あるいは

会の場合もございましょうが、そういった責任のあるところから、それぞれこういうメンバで、こういうことで御引見賜りたいというふうなことになる問題であると思います。そういうふうな際の、中身、この人はどうということとは恐らく普通には考えられないんじゃないかと存じます。これは具体的にございまして、抽象論で申し上げるのもいささかむずかしいものがございますので、的確に申し上げるわけにもまいりませんけれども、それはそれなりに政府なり、いまの国会なりといったようなところから、それぞれ責任を持った御推薦がある。その上で、その全体としてお会いになるかどうかということになってくる、かようなことになるんじゃないかと思ひます。

○磯山篤君 以下、私が質問をすることは、いろんなところを歩きまわして聞かれても、私なかなか答弁ができない問題がたくさんあるわけですが、それは憲法の解釈と皇室典範の解釈で幾つかあるので、私に説明ができるように少し教えてもらいたいです。

それは憲法第七条、天皇の国事に関する行為を書かれているわけですが、この中に、第二項に「国会を召集すること」ということで、召集がありますと私も国会に出てくるわけですが、で、第十項に「儀式を行ふこと」という二つあるわけですね。私なんかは参議院に初めてなものですからときどき聞かれるんですが、参議院の本会議で開会式がある。天皇陛下が来られる。で、詔書を読まれる、お言葉を賜るといふんです。これは国会を召集する行為は第七条にあるわけですが、お言葉のところはどの項目で行われているのかですね。私も昭和年代の者は、明治憲法を実際によく知らなかったわけですが、そういう意味でいろいろな疑惑があるわけです。この点はどんなふうの説明したらよろしいでしょうか。

○政府委員(山本悟君) 国会の召集自体は、御指摘のとおり、憲法七条に定められました天皇の国事行為、これを外部に表明する形式といたしまして

ては詔書によるということになっていることでございます。いまして、その召集行為、召集すること自体は、国事行為ということになってまいります。その国会の開会式に御臨席になり、お言葉がある。このことは、国会の要請に基づきまして天皇が日本国の象徴たる御地位に基づいて行われるところのいわゆる公的な行事といふべきか、公的な行為といふことと存じておられるわけでございます。したがって、憲法七条に基づき行為そのものは召集することであって、それから臨まれるのは国会の方の要請に基づいて、それに応じて御臨席になり、お言葉がある。その行為の性格は何かと言われれば、象徴天皇の、日本国の象徴たる天皇の地位に基づいて行われる公的な行為である、かようなことではないかと存じます。

○磯山篤君 そうしますと、それは憲法第一条の象徴たるというものと第七条、その二つが交差を以て現実には開会式にお言葉が述べられる、こういうことですね。

○政府委員(山本悟君) 天皇の御行為の中には、憲法に基づきところのいわゆる法律行為としての国事行為といふものと、それから自然人でいらっしゃる陛下の御行動とあるわけでございます。その自然人ととしての陛下の御行動の中には、これはまあ純粹に個人としての私的な御行為もあるし、しかし自然人として御行為になったとしても、やはり象徴たる御地位にある天皇として、幾つかある言葉として、よく使われる言葉といたしましては象徴たる地位からにじみ出る行為としての公的行為がある。こういう論理を立てているわけでありまして、この公的行為といふものの一つとして、やはりそのうちのきわめて典型的なものとして、いまの国会の開会式にお臨みになる、お言葉がある、これが一番その意味では公的行為といふ中の典型的なものというように存じているわけでございます。したがって、憲法直接から出てくることは国事行為だけでございますけれども、またこの一条に規定をされました象徴たる地位に基づいての御行為と、こういうことにならうかと

思ひます。

なお、七条の十号の「儀式を行ふこと」、これは、現在国事行為としての儀式は一月元旦の分だけ国事行為としての儀式でございまして、ときどきおいて行われることがございまして、いま通常の例は一月一日の分だけでございまして。

○磯山篤君 先ほどお伺いをしたところですが、一年間におきます国事の行事、それからそのほかいろいろな行為があるわけですが、数字で見ただけからいって、あるときはテレビで天皇家の一家というのを見てもそう思うわけですが、かなり激務です。この第七条には、「天皇は、」といふことも国事が指定をしてあるわけですが、そういうことを考えてみますと、すべて天皇の手にやらなければならぬ、まあ第七条はそう書いてあるわけですね。私はストリートに代行ということも言うつもりはありませぬけれども、そのことについてもある程度研究をしておかなければならぬものではないかと思ひます。これは憲法に指定されておりますから、理屈の上から言え、天皇以外の者が国事行為を行うことはできない、ということになるわけですが、現実的な問題としてその点はどうかというふうにお考えになってい

○政府委員(山本悟君) 御指摘のとおり、憲法に基づきます国事行為といふものは天皇以外の方ができるといふことは当然にはなっておりませぬ。その天皇以外の方ができるといふ場合は、一は憲法及び皇室典範にございまして摂政が置かれた場合、それともう一つは、御案内のとおり、国事行為の臨時代行に関する法律に基づきまして正式に代行といふことが決められた場合、これ以外の場合には、憲法に基づき国事行為をその他の方がなさるといふことは、あるいはその他の方がする場合といふのはあり得ないわけでございます。ただ、いまのような、何と申しますか、御心配という点から申し上げますと、国事行為といふのは非常にきつりと決まっておりますわけでは

すから、一定の正式な手続がない限りにおいては、かの者がかわるといふことはあり得ないわけでございます。それが、それに伴う各種の行為、あるいはいわゆる象徴天皇としての公的な御行為といふようなことになれば、またいろいろとやり方というものは出てくるわけでございます。たとえば、各種の方々の拜謁でございまして、あるいは御旅行でございまして、か、こういふことになれば、やはりそれぞれの御健康その他に依りてのそういうことの取り仕切り方というふうなものも出てくるわけでございます。そういう事実行為の面におきましてはいろいろと現状に合致して考えていかなければならぬ、あるいは御負担を軽くするような方向といふものを考えていかなければならぬ、かように思っておりますのでござい

○磯山篤君 先ほど申しましたように、聞かれてなかなか説明がつかないという意味でお伺いするわけですが、そういうふうに受け取ってもらいたいんですが、過去の日本歴史をひもときますと女帝が何代あったわけですね。たまたま調べてみると奇数代が非常に多いんです。たとえば四十三代とか四十一代というふうに、わりあい奇数代が女帝の場合多いわけですが、いまの子供さんなり学生から、どうして皇位継承は男性でなければならぬのか、歴史的に言えば女帝もあつたじゃないかと、これなかなか法律で決まっているというだけではどうも説明にならないわけですが、考え方の基本は那邊にあったのでしょうか。

○政府委員(山本悟君) 歴史の上からは女帝が置かれたことのある点は御指摘のとおりでございます。まして、十代八方と言われている方が重祚といひます。二重おなりになった方がありまして、十代八方といふことが言われているわけですが、これは歴史に対する考え方といふことにもなるかと思ひます。けれども、歴史といふものは、伝説といふよりも、やはり日本における女帝といふのは、男系の方にたまたま御幼少であるとか、したがってその間のつなぎでもって女帝が立つというふうなかつこうの女帝への踐祚の仕方

というのが原点になっているようにございます。その辺の、なぜそうなったかという理由はそのときによっていろいろとあるかと思いますが、いずれも何と申しますか、男系の方の事情が、いままのようにお子様がいなさうとか、あるいは亡くなったので一応どこかに探さなければならぬとか、いろいろな事情があるかと思ひますけれども、そういうふうなことが一時女帝が入っていらつした。そしてまた、小さかった方が大きくなればそちらに譲られてまた男系の方でずっと続ける、こういうようなのが歴史としての流れであつたようにございます。

旧明治憲法のおきまします皇室典範、あるいは日本国憲法に基づきますところの皇室典範を御審議の際にも、それらの事情を踏まえた上で女帝論というのがいろいろあつたようにございまして、やはり日本の歴史、伝統というもののから考えれば、男系の男子ということで世襲していくことを続けていくというのが適當ではないかという御判断になつて現行制度ができていたというように、制定の当時の経過その他から承知をいたしているわけでございますが、いろいろな考へ方があるかと存じますが、現在その原則を變えることはいかがかということ、いまのとおりになつていくというようにございまして。

○磯山篤君 そうしますと、考へ方としては、皇位というのは男性の血といふことが、それが基本になるのだという考へ方のように見受けられますが、そういう理解でよろしうございしますか。

○政府委員(山本信君) ただいまの現行制度のもとにおきましては、おっしゃられましたとおりでございます。

○磯山篤君 また、これも恐縮ですが、民法第三条では、いわゆる国民は、「満二十年以上で成年トス」、こういうことにあるわけですが、よく聞かれる話として、天皇、皇太子及び皇太孫の成年は十八年、国民と天皇の間ではなぜ二歳の違いがあるのか。これは抽象的には説明ができませんが、得心のいくような説明が私どもにはできません。

いで困つてゐるわけですが、その点はどんなものでしょう。

○政府委員(山本信君) 皇室典範がつくられた際の説明といひましたような資料を私どももひもといて見ていても、当時の立法のときの考へ方といふことになるわけでございますが、やはり天皇につきましても、天皇が未成年であります場合には摂政が置かれて摂政が代行すると、こういうことになつてゐるわけですが、やはり摂政が代行するといふのは例外的な、異常な期間になるわけでございます。その期間をできるだけ短縮して早く天皇がみずから行為をなさるような体制に持つていく必要がある、その方がベターであるといふようなことが一つ。あるいは皇太子、皇太孫につきましても、逆に今度は摂政に就任なさる場合に、成年であれば摂政になる第一順位にあるわけでございますが、できるだけ早く第一順位になり得る資格を有しておく方がベターである。こういうようなことと、それから古来の慣習にもかんがみまして、一般国民よりも二歳早い十八歳を成年とすることが適當である、こういうような説明が當時からなされてゐるわけでございます。

御案内のとおり、民法の第六条というところで、いゝわゆる一種の營業行為につきましては未成年者につきましても行為能力を認めてゐる、こういう規定もあるわけでございますが、一般的に營業行為につきましては十八歳以下でありまして、要するに未成年であつてもそれは認められてゐるというふうなこともあるわけでございます。ところで、御案内のとおり、日本国憲法に基づきますところの國事行為につきましては、内閣の助言と承認に基づいて行われることとございまして、十八歳に達せられなかつた方にとりましては十分その任にたえる年齢ではないか、こういうふうな点。それからすべてを勘案されまして、新しい皇室典範がつくられなかつた際にも十八歳が適當であるといふように判断をされたものと承知をいたしております。

○磯山篤君 皇室典範を読んだ範囲ではよくわからないんですが、宮家の創出ですね。現在四方の宮家があるわけですが、將來のことを考へてみますと、御家族のある宮家もあるわけですね。いづれ宮家を継ぐ者も出てくるであらうし、宮家を新しく創出する者も出てくると思ふんですが、これについての何か法律のようなものがございますか。

○政府委員(山本信君) 皇室典範九条によりまして、「天皇及び皇族は、養子をする事ができない。」という規定があるわけでございます。したがつて、御実子のいらつしやらない宮家というのはいつかの時期にはお繼ぎになる方がなくなる、これは御指摘のとおりでございます。基本的にはそこでございます。あとはそれぞれ親王の場合には自分の御意思によつて皇族の身分を離れる規定はございせん。が、王になりますと、今度はいろいろな諸事情によつて、十一條によりまして、「年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。」二項は「親王(皇太子及び皇太孫を除く)、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。」それから、もちろん實際の内親王なり女王さんは、皇族以外の方と御結婚すれば當然皇族の身分を離れる、こういうふうな規定があるわけでございます。それから、それらの規定によりまして皇族としての身分の得喪というものが行われてくる、かようにならうかと存じます。

○磯山篤君 子供さんのない宮家の場合にはいまだお話があつたやうなことになるし、子供さんのある方は當然宮家を継ぐ。あるいは女性の場合に、結婚されて民間の方になるということになればこれは別ですが、男性の場合には、どういふ名前になるかはわかりませんが、宮家といふものを創出していかんやならぬ。そうしますと、宮家といふのは、どんなことを言つては語弊があります、宮家が、数がふえていく、こういうふうな考へていい

んですか。

○政府委員(山本信君) どの程度の数の宮家といひますか、皇族がおられたらしかるべきか、これはやはりいろいろと問題のあるところであらうと思ひます。やはり余り少なうては、皇位の繼承といふのは、一たん皇族の身分を離れた方には、つまり、先ほどの皇室典範によりまして、その方がもう一遍皇族になつて皇位を継ぐといふことはあり得ないわけでありまして、そういうことは予想いたしておけません。したがつて、ある程度の方というのが必要である——必要という言葉は適否がございまして、けれども、まあ端的に申し上げて必要であるといふことは、これは皇室制度がありまします限りそのとおりだらうと思ひます。

しかし、ただいまわざわざ皇室典範の十一條をお読みいたしましたのは、やはり本人の御意思——内親王、王及び女王につきましては、その意思に基づいて皇族を離れる場合がある。親王の段階までは、自分の御意思によつて離れるといふことは皇室典範に認めてゐない。しかし、先ほど読みました二項によりまして、今度は親王を含めまして、ただし親王と言つても皇太子及び皇太孫は除いてありますが、それ以外の親王さんを含めまして、親王にしろ王にしろ「やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。」、こういう制度をつくらうわけでございます。そのときのこの十一條關係の制度の規定の置かれたことを、やはり先ほどと同様に、この制定当時のいろいろな資料といふものから推察いたしますと、やはり皇族の総数といふのはどの程度でしかるべきかといふことを念頭に置いて、そういう皇族の身分を離れる規定といふものがここに置かれてゐるというふうにも存ぜられるわけでございます。そういうふうな法律的に申せば規定がありますから、やはりそれのときにおきまして、何といひますか、必要な措置がこれらの規定に基づいて行ひ得る余地がある、そういう制度になつてゐる。やはりそのときにおきまして非常に多いといふやうなこ

とであればこれらの規定は動いてまいりましようし、やはりそれぞれのおきます判断という

ものによって処理をされていくことではないか、かように思っているわけでございます。

○磯山篤君 先ほどお話があったんですが、第九条では養子の禁止をうたっているわけですが、「天皇及び皇族は、養子をとることができない」、養子をとることができないんですが、皇族間の養子というものは、この第九条からはどういふふうに読み取れるんでしょうか。

○政府委員(山本悟君) これは、「天皇及び皇族は、養子をとることができない。」でございますから、皇族間でありましてはやはり養子は養子と思ひます。

○磯山篤君 長官にお伺いをいたしますが、先ほど具体的な数字で示されたんですが、天皇の日日というのは非常に激務だといふふうに聞いているわけですが、最近のごきげんはいかがですか。

○説明員(富田朝彦君) ただいまお尋ねにお答え申し上げますが、実はけさ、ちよつとおかげさまで申上げまして、ちょうど昨日はパナマ大統領御夫妻のお返し晩さんというのがございまして、これは陛下のためにというわけでございまして、おつたんでございまして、やはりちよつとこの数日寒い日等もありまして、いろいろ屋外での行事等がわりあいあったものでございまして、あらういはそれが影響したかと思つて私心配をいたしたものでございまして、幸い医師の判断では、そう大した御症状ではないけれども、ひとつ御静養を願つた方がよいという判断でございまして、けさ、ちよつとパナマ大統領がたしか十一時半ごろの新幹線で名古屋を経て関西方面に向かわれたわけ

でございます、いつもの例で、いわゆるお別れ御訪問というのを陛下はなすっておられるわけでございますが、そういうことでございしたので、急に陛下の御意思も休まして皇太子、同妃両殿下に、かわつてパナマ大統領御夫妻をお別れのために御訪問いただいた、こういう状況でござい

ます。

一般的に申しますと大変お元氣にしておいででございますし、またこういう御公務は、先ほど数字で政府委員の方からお答え申し上げたと存じますが、けれども、相当数多い御用務がございまして、かえつてこれをむしろ喜んでおやりになる。あるいはまた今度おいでになる國賓のお人柄はどうかとか、あるいはお國柄はどうであらうかとかいふようなことも本心に喜んで勉強しておられる。そういうことで、そういうお仕事そのものがかえつてお元氣のもとといふふうにも拝しておりますけれども、しかし同時に、やはりお年も大分加えておられますので、私どもとしてはできるだけ大事に願うべきときには極力その辺のあんばいをして、その御健康な状態をお続け願うように配慮をしてまいりたい、かように存じております。

○磯山篤君 最後に、警護の問題についてお伺いするんですが、たまたま私もかつて國鉄におりまして、行幸される列車の防衛といふことが、防護に当たつたこともしばしば経験があるわけですが、それから、ロンドンでエリザベス女王が外へ出られたときと見比べると、警備の状況も見たことがありますが、比較をしてみますとかなり日本の警備、警護といふのは厳しうございまして、当然大切でありまして、そのことが國民との触れ合いといふものを遠ざけてしまふ、こういうことにもつながると思ふんです。戦後、天皇がい

ろんな地域に訪問をされた歴史があります。その記録も残っているわけですが、その当時から見ますと最近の警護といふのは非常に厳しくなつてい

ると、できるならもっと開放的になつてもいい、その方がよからうといふふうには一般の人は考えるわけですが、その点何かこれから工夫を、されていられると思ひますけれども、何か考

え方がありましたら願ひしたいと思ひます。

○説明員(富田朝彦君) ただいま皇室と國民との触れ合いについて非常にありがたい御意見をいただいたと存じます。これは、陛下を初め皇室の皆様

方は、やはり本心に國民とできるだけではだて接し合ひ、触れ合いを大事にしたいといふことを常々思つておられることは間違ひございません。しかし一面、この警護と申しますか、警衛と申しますか、これはやはり治安当局にその判断とやり方といふものを、まあいけば、私どもの希望は申し述べておりますけれども、やはり専門家にお任せせざるを得ない点があるわけでございます。

ただ、私どもが承りますと、日本の警護の仕方と、まあこれは諸外國全部同じだといふわけではございません、國によつていろいろあると存じますが、やはり方が違ふんでございまして、たとえば、両陛下がアメリカ御訪問——いまイギリスのことを仰せになりましたが、アメリカ御訪問の折などは、あるいは画集等でごらんになったかもしれませんが、いわゆるシークレットサービスといふのが、両陛下といひますと、その守るべきVIPの回りに相当目立つような大きな男がすぐりボールペーを引き抜けるようなところでございまして、同時に、これは逆に言ひますと沿道で余りたくさんの方々が配置にはなつていないわけですが、ところが日本のやり方は、回りの方はそういうことは余りしないんですけれども、沿道で整理していくといふようなことでございまして、警

の数が目につくといふような……しかし、警察の首脳もいろいろ研究をいたしておりますが、目につかないような私服の警察官とかいふような者の割合もふやすと、いろいろ工夫はだんだんといたしていただいておりますが、やはりこれは一つの情勢判断といひますか、そういうようなことから来ることでございまして、

私どもも、その中で極力触れ合いの機会があり得る場合にはその機会を活用していただく、そういう気持ちは大いに持つて、また、そういう形でいろいろと補佐をしまひたいと思つております。

○委員長(古賀雷四郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分から再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(古賀雷四郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

午前に引き続き、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○和泉照雄君 きょうは官房長官はお忙しい中を出席いただきまして恐縮に存じますが、質疑をやる主題は、憲法に関する櫻内幹事長の発言が重大でございまして、また皇室經濟法施行法改正の提案者の小淵長官にも関係がありますので、あえて質問をさせていただきます。

昨日の政府と自民党の連絡會議の席上、櫻内幹事長が、自主憲法制定を目指す改憲団体の催しに對して、政府に對して、援助するように小淵長官と伊東官房長官に要請したと伺つておりますが、事実かどうか、その辺のところを御説明を願ひます。

○國務大臣(伊東正義君) 私からお答え申し上げます。きのう、政府と党の首脳の定例の會議をやつたわけでございますが、その席で、物価の問題でございまして、國對委員長からは國會の様子とか、いろいろ話があつたわけでございます。それが終つてから、議論に入つたところで、ちよつと私と総務長官並んでおりまして向かい側に幹事長がおりまして、いま先生のお話のようなことで、從來から党で何がしの援助をしているんだが、きのうの朝、その団体の人が黨の方で増額をしてくれぬかと言つてこられた。ただ、黨の方でないから、政府の方でどうかあつたといふ話が難談で出たことは確かでございます。私も総務長官も、そういうことはできませんよと一笑に付したわけでございますが、きのうの与党との會議でそういうやりとりがあつたことは確かでございます。

○和泉照雄君 もう御承知のとおり、過去にも閣

僚が改憲の問題等を口にされて非常に大問題になったことは御承知と思いますが、やはり憲法を守るべき政府に、幾ら難談といえながら、やはり本気でそういうことを言われたと思うんですけれども、そういうことを言われるということはきわめて私には見識じゃないか、幹事長という政府自民政の首脳が。このことは、裏を返せば政府自民政の改憲に対する、何といえますか、裏心というんですか、そういうことがあるということを察知させるようなことじゃないかと、こういうふうに疑わざるを得ないわけで、私はきょうは断じて許すわけにいかない。

五月の三日を迎えて、いよいよこういうような改憲団体の動きが活発化すると思えますけれども、今後を含めて、こういうような問題に対しては明らかな憲法擁護の立場をとることが政府の責任ではないか、こういうふうに思うんですが、そういう点も含めて官房長官からはっきりした方針を明快に答えていただきたい。

○國務大臣(伊東正義君) 憲法の問題につきましては、政府の態度はもう一貫しているわけでございまして、現行憲法を守っていくというものが政府の態度でございますので、いろいろな方がいろいろ議論あることはこれは知っておりますが、今後とも私どもはそういう態度は変えない。でございますから、きのうも総務長官と二人で、雑談でございますでしたが、一笑に付したということでございます。

○和泉照雄君 その点はよくよく御注意をされて、政府・自民党の幹事長ですから、そういう方がおっしゃるということは大変なショックを与えておいてございまして、重々ひとつ今後ともその護憲の態度は貫き通していただきたい、特に要望しておきます。お忙しいところを大変御苦勞さんでした。

次は、皇室経済法施行法について御質問を申し上げます。

先ほど質問がございましたが、天皇陛下もこの四月二十九日の誕生日をお迎えになりますと七

十九歳におなりになるとお聞きしておりますが、皇后陛下も三月六日をお迎えになりまして喜寿という、七十七歳というふうにお聞きをしておりますが、最近の天皇、皇后様の健康状態といいますが、こういうことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(山本悟君) 天皇陛下は、この四月二十九日をもちまして満七十九歳におなりになります。皇后陛下は三月の六日でございますか、お誕生日でございます。ここで七十七歳の喜寿をすでお迎えになりました。

こういうふうにお聞きになりました。こういふように大変御高齢に両陛下ともおなりになっていらっしゃるわけでございますが、天皇陛下について申し上げますと、陛下は大変一般的には御健康であります、午前中長官からも申し上げたところでございまして、大変一般的には御健康で、国事行為を初めとして各種の行事をこなしていらっしゃるわけでございまして。ただ、午前中ときにも長官から申し上げましたように、ときどきおかげを引くというふうな事象はあるわけでございまして、きょうもまたちよつとお熱をお出しになったという御報告があったようなことでございまして。ただ、それ以外のいわゆる御持病というふうな意味では、これはお持ちになっていない、その意味では大変御健康なことであるという存じしております。昔から酒もたばこもお上がりにならないというふうな御節制というふうな点も大いに影響しているんだらうと存じますけれども、御持病は待医たちに聞かされてもそういうものはない、こういうふうな何一つないところでございます。

皇后陛下は、一昨々年でございましたが、那須の御用邸でもって御腰痛が起りまして、これはいわゆるぎっくり腰のことであつたようでございまして。その御回復までに相当時間を要したようなことでございまして。昨年、またことしにならなくても、そのぎっくり腰の再発はございせんけれども、肉離れとかいわゆる老人性の御腰痛だとかいふようなことが多少ときどきござい

して、そういった意味での何と申しますか、御注意というのはいくつと側近の者も心がけているようなところがございます。ただ、現在の御健康で申し上げますと、皇后様のお腰の方も非常によくなつてきておまして、この三月にも須崎の御用邸に往復なさつたわけでございますが、その際でも、もうおつてもおつきにならずに列車等への御乗車もなつていらっしゃるということで、そういう意味では大変次第次第に御腰痛の方も薄くなつていふと、かように拝察を申し上げているところでございまして。

そういうふうな意味で、両陛下とも御高齢でございすけれども、まあ何と申しますか、大変お元気でいろいろの公務をこなしていらっしゃるというふうに拝察を申し上げているところでございす。

○和泉照雄君 いま御答弁がございましたとおり、陛下も四月をお迎えになると七十九歳という大分御高齢になられた現在、いろいろと御苦勞もおありかと思ひますが、陛下の御公務の内容についてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(山本悟君) 陛下の御公務といたしましては、一番重要なものは、言うまでもなく日本国憲法に定められております国事に関する行為でございます。この国事に関する行為は、すべて内閣の助言と承認に基づいて行われているわけでございす。具体的には、憲法の七条等に定められております各条項につきまして内閣が閣議決定を行ひまして、これを書類として送付してきたものを宮殿の表御座所におきまして陛下がごらんになつた上、毛筆で御署名になるか、またはそれぞれの認とか可とかいふ御印をお押しになつた、こういう行為をなさっているわけでございす。

昨年中のこれらの種類は、法律、政令、条約の公布というふうなことが非常に数として多いわけでございますが、そのほか内閣総理大臣の任命、國務大臣の任免等の認証、あるいは大赦、特赦等の認証、あるいは栄典の授与関係の処理、あるいは

は外交文書としての批准書等の認証といったような種々の文書があるわけでございまして、年間通じまして約九百件というふうになっております。ときによりましては、昼間には各種の行事でもつてごらんにならなくて、夜間、お住まいでありますところの吹上御所で御決裁になるといふようなときもたびたびあるように伺っているところでございす。

それから、儀式といたしましては、憲法七条の十号に定めております国事行為としての儀式といたしましては、新年祝賀の儀といふのが定められているわけでございまして、そのほか、先ほど申し上げました各種の国事行為に関連をいたします儀式といたしまして、総理大臣の親任式でございますとか、あるいは各種の認証官の認証式、あるいは外国の特命全權大使ないし公使の信任状の捧呈式と、こういったような各種の儀式がございまして、これが年間約四十回昨年はございまして。これらはいずれも宮殿において行われているわけでございす。

さらに、象徴としての陛下のお立場から催されます儀式、行事、拝謁、御会見といったような各種の行事があるわけでございす。これが昨年の回数といたしましては二百四回行われております。また、外国の元首との御親書あるいは御親電の御交換が約五百件ございました。

こういうもののほかに、これらに関連いたしまして、宮内庁関係の書類というのにも相当にごらんに入れたり、ごらん物あるいは伺ひ物と称しまして、御決裁をいただいたりごらんに入れたりというふうな書類が相当数ございます。

そのほか、陛下は国あるいは各種の公的な団体が催しますところの式典等に御臨席になるということもございす。その典型的なのは、国会開会式への御臨席を初めといたしまして、日本学士院賞の授賞式でございますとか、芸術院賞の授賞式でございますとか、国寶の来まつた際の歓迎行事でございますとか、あるいは八月十五日の全国戦没者の追悼式でござい

いますとか、そういったような各種の行事に御出席になつておられるわけでございまして、そういう意味ではなかなかお忙しく公務をお続けになつていらっしゃるというように拝察をいたしております。

○和泉照雄君　いま、御答弁を聞いておると、もう大変な業務のようで、ますます御元氣であつていただきたいと思つてございます。

次は、法制局にお尋ねをいたしますが、天皇及び皇族には選挙権はないというのが現在の取り扱ひのようでございしますが、その理由としては、公職選挙法附則第三項の「戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、停止する」という条文が根拠となつてゐるの、一つの説明とされてゐるようでございしますが、しかしこれはあくまでも形式的な理由にすぎないと思われまふ。より実質的な理由は何か、お伺いをいたします。

○政府委員（味村治君）　天皇は、日本国憲法によりまして日本国の象徴とされておられる方でございまして、したがつて、政治的に無色と申しますか、そういうことが要請されるわけでございまして、そういう意味から選挙権をお持ちになつていないというふうに解されるわけでございまして、

○和泉照雄君　次は、皇位継承の問題についてお尋ねをいたしますが、皇位継承の順位は、イギリスなどの西歐諸国の君主を擁する国では明確に定まつておられるようでございまして、わが国でも皇室典範第二条がこれを規定しておりますが、そこで、この規定を現在の皇族の方々に適用すると、具体的に皇位継承の順位はどのようになるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員（山本悟君）　御指摘のとおり、皇位継承につきましては、日本国憲法第二条に、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」ということが書いてございまして、皇室典範の第一条、二条、四条におきまして、皇位継承の原因、資格、順位、こういつたことについて定めてゐるわけでございます。これに従ひまして、「皇位は、皇統に属する男系の男子」と、これは皇室典範の第一条でございまして、男系の男子が継承をするということになつてゐるわけでございまして、継承の順位につきましては、第二条によりまして、その第一順位は皇長子、次が皇長孫、以下、その他の皇長子の子孫、それから次が皇次子及びその子孫云々というようにして、第七号まで決められてゐる次第でございまして、

それで、この二条の規定を現在いらつしやいます皇族に当てはめてまゐると、皇長子と言ふまでもなく皇太子殿下でございまして、次の――次という、その次の順位にあられる方は、浩宮殿下、それからその次が礼宮殿下、それから、まあここまでは皇長子のお子様になるわけでございまして、その次の順位、要するに第四順位ということになれば、今度はいまの陛下の男の皇次子、いわゆる常陸宮様ということになりまして、その常陸宮様に子供さんいらつしやいませんか、その次の順位になれば、もう一つ代さかのぼりまして、現在で言へば高松宮殿下、その次は三笠宮殿下、それからその高松宮殿下のお子様はいらつしやいませんか、三笠宮殿下について、三笠宮殿下には男のお子様は三人いらつしやいます。寛仁親王、宣仁親王、憲仁親王、この順序でそれぞれなると。

そうすると、現在の、いまの時点で皇族の男子の方は九方いらつしやるわけでございまして、ただいま申し上げましたような順位で皇位継承の資格があると、こういつたことになつてゐると存じます。

○和泉照雄君　わかりました。では、次の問題に移りますが、皇室典範第三十条には、皇室會議の議員は、「自分の利害に特別の關係のある議事には、参与することができない」と、旨の規定であるようにありますが、通常の會議の場合には、利害關係人は意見を述べることができるとは、参加できないと定めてあるのが一般的でございしますが、皇室會議における

利害關係人は意見の表明も許されないのかどうか。もしそれであつたならば、その理由は那邊にあるのか、お伺いをいたします。

○政府委員（山本悟君）　皇室會議の所掌する事項といたしましては、皇族に関する各種の身分の得喪といったようなこと、あるいは摂取とかいふんなどといったような事項が多いわけでございまして、そういうようなところから考へてまいりまして、直接に御自分に関係のある事項というのをそのところで表明されるのはいかかかというふうなことからいふようなことになつてゐるのであらうと存じます。

また、ただ皇族會議の構成員には皇族の議員といふのも二名いらつしやいますし、宮内庁長官も入つてゐるわけでございまして、議長である総理大臣とそれから国会の両院の正副議長と、こういうふうな方々であるわけでございまして、きわめてそれは高い水準の公正な判断をなされる方々といふようなことになつておると存じます。

そして、また御身分上のこととしての利害でいろいろと申されるような事項は、そういった諸般の事情もよく御存じの皇族議員、あるいはそのこととよく存じてゐる宮内庁長官というふうな者が構成員として申し上げられるようなことにもなつてゐるわけでございまして、直接利害に關係のある、特別の利害關係のある方につきまして直接おつしやつていただくというのかえつてどうかというふうな配慮が働かしまして、制定当時からこゝういつたいわゆる除斥の規定というのが置かれてゐるようなことになつてゐるわけでございまして、実際上の運営といたしましては、十分それらの事項を反映した上で皇族會議としての御議論を賜はるものというふうに信じてゐるところでございいたします。

○和泉照雄君　次は、天皇の国事行為についてお尋ねいたしますが、これも法制局にお尋ねをいたします。憲法では、第四条第二項、第六条、第七条で国事行為は規定がしてございしますが、このうち第六

条の内閣総理大臣及び最高裁判所の長たる裁判官は天皇がこれを任命をするということ、天皇の国事行為としております。一方、第七条第五号は、国務大臣及び法律で定めるその他の官吏の任免は天皇がこれを認定することを国事行為としておると、このように規定してありますが、任命と認定と、この差異はいかなる理由に基づくものなんでしょうか。

○政府委員（味村治君）　先生の御指摘のように、第六条では、内閣総理大臣または最高裁判所の長たる裁判官は天皇が任命するということになつておりますし、その他の官吏につきましては認定する場合があるわけでございまして。任命と申しますのは、もちろんその職につけることを任命というわけでございまして、認定というものは、これは任命の認定といたしまして、任命にとりまして、他の機関が任命いたしました者を、天皇がその任命の手續が正当であるということを認定されるということにございまして、事柄の重要性から申しまして、内閣総理大臣と最高裁判所長官は天皇の御任命と、それからその他の官吏で重要な職にございする者を、これは内閣なり何なりの任命した者を天皇が御認定になるという制度にしたわけでございまして、これはそれぞれ、何といひますか、職の重要性に着眼しての相違であるかと存じます。

○和泉照雄君　憲法第七条に列記をされてゐる天皇の国事行為の中には、天皇が認定する旨を規定してゐるものが三カ所ありますが、それは第五号、第六号及び第八号のようでございしますが、それとそれ以外のものと、こゝういふふうに區別をしておられるわけでございしますけれども、こゝういふふうになつた理由について御説明を願ひます。

○政府委員（味村治君）　先生の御指摘になりました第七号第五号、第六号及び第八号、これらは、たとえば第五号で申し上げますれば、「国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免」と、こゝういつた事柄は内閣なり内閣総理大臣の職權に属することとございまして、七条の六号の大赦等は、これも内閣の權限の範圍内でございまして、それから

八号も、外交文書はこれは内閣の権限に属するわけでございますが、これらの事柄の重要性にかんがみまして、そういった事項を莊重にすると同時に権威づける、そういったような意味合いから、七条によりましてこれらの事柄を認証するということを天皇の国事行為とされたものと理解しております。

○和泉照雄君 憲法の第四条第二項では、「天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。」と、このように規定してありますが、そしてこの国事に関する行為を委任すること自体も国事に関する行為であると解釈をされているようであります。そうしますと、国事に関する行為の委任を受けた者がさらに国事に関する行為としての委任をすることができると解釈ができるかと思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(味村治君) 四条二項の解釈に関する問題でございますが、四条二項では、天皇は国事に関する行為を委任することができるということになってございまして、その国事に関する行為を委任された受任者と申しますか、その方が委任するということは、この四条の二項からは読み取れないというように存するわけでございまして、先生のおっしゃいますように、国事に関する行為を委任された方がまたそれを再委任と申しますか、そういうようなことをする必要が生じたような場合には、この第四条の二項による天皇の委任を解除いたしまして、新たに別の方に委任をすればよろしいわけでございますので、そのような必要もございませぬし、文章の上からもそのような再委任ということはないかな読みづらいいのではありませんかと存じます。

○和泉照雄君 憲法の第七条の第七号に掲げる、天皇は榮典を授与するというふうに国事行為が挙げられておりますけれども、天皇が授与する榮典というのはどのようなものがございますか。

○政府委員(山本信君) 榮典を授与しますことは、憲法七条の規定によりまして、天皇が内閣の

助言と承認に基づいて行われる国事行為であるわけでございますが、具体的には叙位、叙勲それから褒章、この三種類があると存じております。

○和泉照雄君 今回皇室経済法施行法の一部を改正をしまして、内廷費の定額及び皇族費等の算出の基礎となる定額をそれぞれ増額しようとしておられるわけでございますが、皇室費用についての根拠法を皇室経済法と皇室経済法施行法の二本立てにしている実益は何であるのか、お伺いをいたしましたと思います。

○政府委員(山本信君) 確かに、現在皇室経済法に關しましては、皇室経済法と皇室経済法施行法の二本立てになっておられるわけでございますが、やはり考え方といたしましては、皇室経済法は、皇室経済法に關する基本法といたしまして比較的恒久性を有する基礎的な事項について規定をいたしたく、定めていただく、こういうようなことになり、そのうちの定額といったようなある程度数字の問題でございまして変化が考えられる、比較的改正というふうなことが行われざるを得ない、経済情勢の変化に伴って改正を必要とする場合も非常に出てくるわけでございまして、そういった具体的な数字をもつてあらわすような事項につきましては、これは基本法としての皇室経済法に規定をいたすよりも、その施行法というふうなところで時宜に適した対応ができるような法律体系をとるのがいいのじゃないか、こういうような配慮から現在この二本立てで法律ができ上がっているというように承知をいたしております。

○和泉照雄君 皇室経済法によりまして、第八条には、皇室経済會議の組織について規定をしてあるようにございまして、これは皇室會議と異なりまして、皇室經濟會議は皇族たる議員がそのメンバーとして存在をしないというふうなものでございまして、これはどういう立派理由によってそのようになつたんでしょうか。

○政府委員(山本信君) 御指摘のとおり、皇室經濟會議の議員の構成は、同法第八条によりまして、内閣総理大臣それから衆参兩院の議長と副議長、大蔵大臣、宮内庁長官、会計検査院長、この八人の構成になっておまして、皇族は入っていないわけでございます。皇室會議との対比から申せば、同時に最高裁關係の裁判官も入っていない、こういうような構成になっているわけでございます。

結局、両者の違いというのは、所管事項の違いというふうなことから考えられるのではないかと、このように存じます。言うまでもなく皇室會議におきましては、皇位繼承の關係でございまして、か、摂政とか、皇族男子の婚姻といったような皇族の身分に關することが主たる事項であるのに対して、皇室經濟會議の方では審議事項と申しますのは、皇室經濟法の規定によりまして内廷費及び皇族費の定額の変更、独立生計を営むことの認定、皇族の身分離脱の際の一時金の認定といったようなことをその所管の審議対象といたしているわけでございます。これらの事項はいずれも具体的な金銭の關係というふうなことになるわけでございます。また、実は、法律の制定當時には、そのほかにも皇室財産の用途の廃止変更や皇室のなす財産授与のある額以上のものの承認といったような財産關係の規定もあつたわけでございますが、それは途中で改正になりました。いまはその点現行ではなくて改正しておりますけれども、要するに皇室經濟法の方の所管事項というものは、やはり具体的な金額でございまして、財産でございまして、審議事項になっておられるわけでございます。

その中で、皇族が議員として直接關与することというのにはいかなものかと、余りなじまないんじゃないかと、また、その實際の必要性というふうなことになれば、宮内庁長官も入っておりますし、そういうふうな關係で十分に説明もでき、御判断をいただくこともできるんじゃないかというふうなことから皇族が入っていない。また同時に、そういうふうな事情から裁判官も入っていない。そのかわり、そういう意味での適正化を図るという意味から大蔵大臣とそれから会計検査院長

が入っている。こういうふうな構成の変化というものがある。趣旨その他から見ますと、ただいま申し上げましたようなことが推察がされるわけでございます。

○和泉照雄君 皇室會議の議決事項というのが、やはり皇室、皇族に特別な利害關係があるという事柄であるから、そういうことになったと思えます。そして、構成人員で公正ないろいろな御意見が徴せられるという前提でだろうと思えますけれども、やはりいまのこのいう時代でございまして、どこかで与えてあげた方がいいんではないかと、こういうふうなふうに思ふんですが、そういうふうなお考えはないんですか。

○政府委員(山本信君) 法に基づきますところの皇室會議の場といたしましては、特定の利害關係者という方々を呼んでどうこうするということでは想定をいたしていません。ただ、先ほど申し上げましたように、構成員には宮内庁長官というものが入っているわけでございまして、その關係におきまして、必要なそれぞれの皇族方の御意見なりお考えというふうなものも承知をいたす機会も十分あつて、その上で必要ならばそのお立場からの発言ということもできるわけでございまして、ただいま先生御指摘のとおり、こういった非常に重要な地位を占められている方々が構成員の會議でございまして、十分そういう点におきまして公正な御判断を賜れるものというふうなことでございます。いまの制度といたしましては、直接そこに利害關係者と呼んでものを聞くというふうな取り扱いというものは想定をされていませんと存じております。

○和泉照雄君 参考として手元にいただいたこの資料によりますと、宮家別の皇族費の計算書というものでございまして、常陸宮様は現行の二千六百四十万円を二千八百五十万円、秩父宮様は千七百六十万円を千九百万円、高松宮様は二千六百四十万円を二千八百五十万円、三笠宮様は四千七百

○山中郁子君　初めに、総務長官にお尋ねをいたします。

先ほども伊東官房長官が政府としての所見を明らかにされましたが、その改憲主張団体への政府の後援の要請の問題に関連してですけれども、この問題は、私どもかねてから強く要求もし、また主張もしてきたことと深くかわりがあります。一昨年政府は、建国記念日に憲法の改悪を主張する人たちが中心になって行う奉祝行事を後援するということを決定されました。ことしこの行事は行われまして、総務長官も出席をされております。で、私たちは、先ほど申し上げましたように、政府の後援は、現憲法の主権在民の原則、信教の自由、政教分離の原則を侵すものであるから、そういうことはするべきではないと、中止をせよということも、今回も申し入れもして要求も

したところですけども、この中で私はやはり大変問題だと思ひますのは、ことしの奉祝行事でも、運営委員会の篠敏郎さんですね、あの方がたとえはこういうことを言っておられるんですね。

まあ、いろいろおっしゃっているけれども、私たちはすでに元号法制化をかちとった。しかし、今後また、祖国のために一命をすてた人びとをまつる靖国神社の問題、有事立法の問題、国家機密保持の問題があり、それらのものすべてについてな

る憲法改正の問題がある」と、こういうことを述べておられるわけです。総務長官もお出になつてこれらの主催者の人たちの発言をお聞きになつておられるわけですけども、いま私がたとえは例として取り上げました篠さんのこうした発言、つまり憲法改正を主張するですね、その問題につきましても、所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 総理府といたしましては、前々長官、稲村長官時代から建国記念の奉祝式典につきましても後援をいたしておりました、私も本年の式典には出席をいたしましたことは事実でございます。御指摘にありました篠さんの御発言もあつたようでございますが、私はその式典は、主催をされたたしか木下さんだかと思ひますが、そのお方の式辞をもつてその式典のすべての趣旨が盛られておると、こういうふうな解釈をいたして考えておられますので、私といたしましては、その席上でその他にもいろいろ御発言される方もあつたように記憶しておりますけれども、私といたしましてはそれについて特別のコメントをするつもりはない次第でございます。

○山中郁子君 そうしますと、いま私が引用いたしました篠さんの発言は、政府の姿勢としては首肯できるものではないというように理解してよろしいわけですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 申し上げましたように、それぞれの発言を一つ政府が保証するとか、そういうたぐいのものではないというふうな理解をいたしておりますし、式典そのものの趣旨は主

催者の式辞をもつてすべて表現されておると理解をいたしておりますので、私どもはそのことがその式典の趣旨のすべてであるというふうな理解をいたしまして後援をいたしたわけでございます。

○山中郁子君 たまたま篠さんだけがこのことをおっしゃつたわけではないということは総務長官もよく御承知でしょう、いままでの経緯からいってもね。私たちはそこを問題にしています。この集會が当然のことながら憲法改正、彼らは言います。内容的に申し上げればもうはつきりしております。憲法改悪です。そういうことを大きな土台として主張している集會であるということははっきりしています。

もう一つ、それでは申し上げますけれども、運営委員長の清水さんですね、この方がやっぱりこゝうした上に立つて、これから政府後援ではないで主催にすべきであるという主張をされておられるんですけれども、こういう点についてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(小淵恵三君) 私どもは、毎年その主催者から御要請がありまして、それでその年の後援を決定をいたしておる次第でございます。今年におきましても種々検討いたしました結果、総理府後援ということが望ましいことであるという形で後援いたしました次第でございますので、清水さんが、たしか私の記憶に間違いがなければ、総務長官もここに出席しておられるけれども、本来は政府がやっていたいただきたいものであるというところを申されたように記憶いたしておりますが、私どもはここ三年、総理府の後援をもつていたことでよろしいのではないかと考えております。基つて後援いたしてきた次第でございますので、御所見は御所見でございますが、私ども政府として現在後援をするというふうなことは考えておりません。ただ、申し上げましたように、毎年毎年御要請がありまして、その中身を十分検討いたしまして決定をいたしておることでございますので、過去につきましても以上申し上げたような趣旨でございますし、ことに限っても同様の気持ちで

いたしたような次第でございます。

○山中郁子君 いま言ひ間違ひかと思つてですけども、後援をするつもりはありませんという趣旨のことをおっしゃいましたでしょうか。清水さんが主催にすべきだということを言っているけれども、それについてどうお考えかというのを申し上げたんですけれども、後援をしないならそれは結構な話であります。

○国務大臣(小淵恵三君) 大変失礼いたしました。総理府として後援をいたしたことでございまして、清水さんはたしか主催をしてほしいということでございますが、主権といたしましてはつきりしては検討いたしましたことはありません。

○山中郁子君 まあ、後援も主催も同じなんです、よね、考え方として。だから間違ひられたとは言いませんけれども。

問題は、そういう経過の上に立つて櫻内さんの発言が出て、要請が出ておられるんですね。櫻内さんが何と言つたかということ、新聞報道によりますと、二月十一日の建国記念日の式典に出席して、二月十一日の建国記念日の式典に出席して、自主憲法制定団体の方はどんなものか、党だけではめんどう見切れないから政府にめんどう見てくれと、出してくれと、こういうふうにおっしゃつておられる。これはもうはつきり改憲を主張し、憲法改悪を主張している人たちによるそういう集會に総理府が出ていたんだから、政府だつてその団体の方にも金を出していいじゃないか、こういうことを櫻内さんが言つておられるわけ、まさにそういう同一の範疇の問題だということとは常識的に言つてだれも否定できないことだと思ひますけれども、この点について先ほど伊東官房長官がかなり断固として絶対におっしゃつたことをおっしゃつて、一笑に付したとおっしゃつておられますけれども、一笑に付すということならば、当然この後援だってやめるべきじゃないですか。

○国務大臣(小淵恵三君) ちょっと、建国記念の日に対する政府の後援と昨日の幹事長の政府・与

党連絡會議における御発言の趣旨とは違つておるかと思つておられます。

○山中郁子君 幹事長はそう言っているわけですか。

○国務大臣(小淵恵三君) いや、幹事長から自主憲法の大會に對して協力をしてくれないうかというふうなお話のあつたことは事実であります。官房長官も私も、それは政府としてそのようなことをいたすことは全く考えにも及ばないということでお断りいたしましたことでございまして、憲法記念日につきましても、政府としてこれを主催するかどうかという問題についての御議論はかねてあつたことは承知はいたしておりますけれども、自主憲法制定を企圖されるような団体あるいは大會について、政府がそれに対して後援するというようなことは全くあり得ないことでございまして、先ほど官房長官が御答弁申し上げましたように、政府側といたしましては一笑に付してお断り申し上げたと、こういうことでございまして。

○山中郁子君 櫻内さんが言われたということ、私、もう一度言ひますけれども、二月十一日の建国記念日の式典に出席してみても総理府が後援していたと、だから自主憲法制定団体の方はどんなものなのかと、片方はその団体が行く集會は総理府が後援しているんだからその団体の方にもめんどうを見たいというじゃないかと、こういう理屈なんですよ、おっしゃつたことは、報道されていることは、そんなんでしょ。

そこには私は、やはりまさに一体のものとしての自民党の考え方があつたと思つたわけ。つまり自民党は一九七二年に天皇元首化、軍隊保有、基本的人権の制限、政府の緊急立法権などを盛り込んだ憲法改正大綱というものを案として発表しているんです。これがいままでもだからずっと大きな問題になつておられるわけで、憲法改悪を呼ぶする自主憲法制定國民會議の催しをこれまでも自民党はむしろ後援してきたけれども、明らかにやはり憲法の民主的条項に反した運動である。そのつながらがあるから櫻内さんがいみじくもそう言つたわ

けです。総理府が後援しているのなら、その集
会にね、団体にだって金出したらいじやない
か。そういうことがこのつながりの問題として政
府の姿勢として問われているというのを私はや
はり重ねて指摘をしなければいけないし、政府が
それらにお金を出すということはとも考えられ
なく一笑に付すということ、憲法を守るとい
う立場からおっしゃるならば、当然のこととして
こうした集会や何かにも後援をすべきではない
し、靖国神社の公式参拝その他についてもやめ
べきだということを私は重ねて申し上げざるを得
ませんけれども、もう一度長官の御意見を伺って
おきましょう。

○国務大臣(小淵恵三君) 幹事長がどのようにお
考えになったか、私はそんなくして御答弁する立
場ではありませんが……

○山中郁子君 そんなくしなくてもいいのよ、
しゃべったことは事実なんです。

○国務大臣(小淵恵三君) ただ、建国記念の日と
いうものは、この国会で厳粛な審議のもとに制定
された法律に基づいた祝日に相なっておるわけで
ございまして、その日をお祝いをするということ
については、政府としても尊重して後援をしてお
るわけでございまして、自主憲法制定ということ
についてのその団体が催すことについては、何ら
これは法定されておることもありませんので、
政府としては全く関係を持たないこととございま
すので、政府としてはこれを後援するとかんた
かいことは全くあり得ないということ、きの
うは幹事長にその立場を明らかにしたわけでござ
いまして、むしろ議論としてなされるとすれば、
憲法記念日を政府として主催するか後援するか
という議論でありまして、あるいは議論が
もう少しかみ合ったかと思えますけれども、きの
うはそのことは別の自主的な憲法をつくらうと
いう団体に対する御議論でありましたので、政府
としては何ら関知することではないということ
議論にも至らなかったと、こういうことでござい
ますので、御理解いただきたいと思えます。

○山中郁子君 建国記念の日の奉祝式典がどうい
う人たちによって、どういう内容で行われている
かということは、私がいまさら申し上げるまでも
なく、あなただって御存じなんです、お出に
なっているんだから。で、再三その問題が議論され
てきて、建国記念日の制定の問題については、も
ちろんわが党としても十分な議論をしてきていま
す。問題を私たちも常に指摘をしております。それ
と、そういう形で一緒にされたら、それは議論の
すりかえというものであって、私が先ほどから
言ってきたのは、自民党の憲法改悪への意思
そしてその自民党の、政府のこうした改悪、改憲
を志向する人々への有形無形のさまざまな運動、
迎合、そういうものが重要な問題として反動化の
柱をつくりつつあるじゃないかということを示し
上げていくわけなんです。

次に、法案の問題について入りますけれども、
皇室の経済については憲法八条、八十八条で皇室
財政の公明正大なことをうたうた、そしてそれが
国民の前に明らかにされなければならぬという
ことを新しい憲法として、現憲法の制定され
た当時の理念としてそれを内包しているわけ
です。

その問題につきまして、私たちが皇室経済の問
題を考える場合には、可能な限り皇室の財政はガ
ラス張りにならなければならないということが一つ
の大きな基本だと考えておりますけれども、その
点についてはいかがお考えか、これを初めに総務
長官に御所見を伺います。

○政府委員(山本徳君) 憲法八条、八十八条によ
りまして憲法施行のときに皇室の経費が、財産が
すべて国有になり、ごく少数額のもののみ手元に
残された。その後におきましては、御案内のとおり
公的活動その他に必要なものにつきましては宮廷
費といふか、諸活動の経費になつており
ます。これにつきましては、毎年度予算によりま
して御審議をいただき、御議決を賜っています。
そして、そのほかの内廷の御日常のことその他の
内廷の諸費に充てるものとしたしましては、ただ

いま御審議いただいておりますように、法律で定
額の定められました内廷費、皇族の品位保持のた
めの経費といたしましては、これまた法律で定め
られました皇族費というのによりまして支出を
いたしました。その分についてはお手元金となり
宮内庁の公金とはならない、こういうことがいま
の法律としての制度になっているわけございま
す。そういう点から申し上げれば、純粋の御内帑
金あるいは宮家の私的な経費ということに法律で
すでに認められた中身というものがわからな
いわけございまして、その他の部分につきまし
てはすべてはつきりしたかつこうで国会の御審
議、御議決をいただいております。しかもそのどれ
だけのものが公金にならない部分になるかとい
うと、これまたちゃんと御議決をいただいております。

こういうようなことであるわけでございますか
ら、ただいま御指摘の意味での国民の前に明らか
にという意味では、まさに相当程度以上に明らか
になっているんじゃないかというように私は私ども
としては感じているわけでございます。

○山中郁子君 基本的な考えをお聞きしたんで
すけれども、いろいろなお答えがありました。
先ほど御答弁があったんですけれども、昭和四
十三年十二月に行われた皇室経済に関する懇談会
でルールというか方式が決められたということ
で、内廷費が物価、給与等の改善によって経費の
一割以上の増加が見込まれた場合に改定するとい

うことで、それ以降は定額の上積みという計算式
で改定がされてきているわけですね。だから、ま
ず第一に、その基礎となる内廷費や皇族費の定額
が妥当であるかどうかということが前提になるわ
けです。私は率直に言ってそう少ない額じゃない
ですよ、国民の税金です。そういう問題だから
こいま基本的な考え方としてお尋ねをした、国
民の前に可能な限り明らかにされるべきである
という点で内帑をお示しいただきたいと思うわけ
です。つまりいままで一億九千万、内廷費の場合
言いますと、これがそう事細かくまでは要りませ
んけれども、常識的にわかる程度に。つまり、い
ろいろ皇族としての品位を保つためにとかとい
うふうなこともあれば、しょうし、食事だ
とか、それから天皇家やあるいは皇族としての特
別な経費がこういう部分でしてあるんだという
ようなことの内帑を、大まかなところをお示し
いただきたいと思えます。

○政府委員(中野慶君) 内廷費、皇族費の内帑を
出してほしいというお話でございます。

内廷費、皇族費の支出の額でございますけれども、
これは先ほど長官から御説明申し上げまし
たように、これは国庫から支出されますと宮内庁
の公金でなくなるいわゆるお手元金に突はなるわ
けでございます。それから、これが皇室の日常の
御生活の内容にも絡むわけでございまして、そう
いう内容まで触れるということはプライバシーが
損なわれるという問題もあるわけでございま
して、その金額につきまして公にするのは、従来か
らもそうでございまして、差し控えて
いただいております。

ただ、御審議の参考といたしまして、最近の内
廷費の支出の状況をもとにいたしまして、その内
訳の概要を実は割合で申し上げておるわけで
ございまして、その割合をちょっと申し上げますと、
まず内廷費を人件費と物件費に分けますと、その
割合はそれぞれ三四%と六六%でございます。

ここで人件費につきましては、内容といたしましては、これは神事を扱います掌典など、あるいは生物學御研究所の職員など定数が二十五名で、若干減ることでもございすけれども二十五名の人員費でございす。それから物件費、これは六六%でございす。その内訳を分けて、まず一つが御服装、お身の回り品等の経費が一八%程度でございす。それから食事、御食費あるいは厨房の器具などの関係が一三%程度でございす。それから各種の団体、社会福祉の団体等に対しまして奨励金とかあるいは災害の見舞い金、そのほか御交際費の経費が一〇%程度でございす。次に、御研究とか御教養関係の経費が七%程度でございす。その次に宮中三殿のお祭りなど神事関係の経費が七%程度。最後でございす。医療その他薬品とか、そのほかのもろもろの経費が一%程度でございす。

○山中郁子君 この大体の計数——計数といふか、多少の変動はあるんでしようけれども、大体こういうところだと、ずっと見て。そういうふうな理解してよろしいんですか。

○政府委員(中野盛君) この内廷費にいたしましても、日常の費用でございすので臨時なものも場合によつてございすけれども、日常の経費といふことで、それはどの変動はございせん。ただ、たとえば先ほどの定額の改定につきまして御説明申し上げた際に、人件費は公務員のベースアップの比率で、物件費につきましては消費者物価指数で上げておるわけでございす。したがって、公務員のベースアップの割合の方が高い場合におきましては人件費のウェートの方が高くなる、そういう意味で若干人件費のウェートの方が最近少しずつはございすけれども上がつてはきておるということでございす。全体としてはそう余り……。

そのぐらゐのものをどうして金額として発表しないんですか、できないんですか。私はやはりそれは一つ問題だと思ふんです。というのは、第一国会の皇室経済法施行法の審議の中ではそういうことをちゃんと言つてゐるんですね。第二回でも言つてゐるんですよ。それをいろいろ言ひ方をして発表しない。それは本当にめがね一つ、万年筆一つまでなんというふうなことになるれば、それは私生活の問題というふうなことになります。これは一番最初に確認もし、次長もお答えになられた、やはり国民の前にでる限りガラス張りでない、それはならないという思想をより貫かなければならない、その中の重要な一つの問題であるということとを指摘しておきたいと思ひます。

次に、宮中三殿、これは賢所、神殿、皇靈殿だそうだけれども、これは皇居の中にあるわけですよ。そしてここで天皇家の神道による祭祀が行われてゐるというところは、私は憲法の政教分離の観点から言つても、皇居が国有財産として国が管理してゐるという点から言つても問題があると思ひますけれども、この点はいかですか。

○政府委員(山本悟君) 宮中三殿をどう考えるかといふことは、いろいろの御議論はあろうかと思ひますが、われわれの考えとしては、皇室の単なる私有財産と言ひ切つてしまふにはいささか問題がある。三種の神器と同様に、皇位とともに伝わるべき由緒ある財産、かような觀念のものに当てはまるのではないかと、このように存じておられます。そういういたしますと、国といたしましては、その保存につきまして関心を持つ、何といひますか、非常な特質を持った財産と言へるようなことでございまして、そういうふうな気持ちでもつて実際上は宮内庁が管理をいたしておる、こういうことにならうかと思ひます。ただ、いま神式をもつて云々とおっしゃられましたか、やはり一種の、何と申しますか、通常の神道というものと同一なわけではございせん、やはり先祖を祭るといふようなところから出発しての施設といふ

か、行事をおやりになる場所というふうなことでございまして、これを切り離せと言われましても切り離し得べきようなものではないと、やはり先ほど申し上げましたように、皇位とともに伝わるべき由緒ある財産というものに該当するのではないかと、思つておられます。

○山中郁子君 国有財産なわけでしょう、国の財産ですよ。

○政府委員(山本悟君) この点はいろいろ議論ございすけれども、国有財産というふうな正確な意味での割り切り方、いわゆる皇室用財産としての割り切り方というのはまだついておりません。その辺は、そうかと言つて単純な私有財産といふぐあひにも考えられない。そこで、皇位とともに伝わるべき由緒ある財産、そういうふうな觀念が最もとらえやすいものではないかというふうに思つておられます。

○山中郁子君 ちょっとお尋ねいたしますが、そういうのは法律的にはどういふものに依拠をするんですか、どつちでもないみたいな中間的な解釈といふのは、何か法律でそういうことがあるんですか。

○政府委員(山本悟君) たとえば三種の神器というふうなものをどう考えるかと、これを国有財産と言ひ切れるのかといふことになりまして、やはりいろいろとお考え方といふのは出てまいりと思ひます。しかし、天皇家の全くの私有のものというふうなこともいい、天皇家のものでもなかろうと思ひます。これはやはり皇位とともに伝わるべき由緒あるものといふのが、たとえば非課税になつたりいろいろなことになつて、そういう言葉が使われておりますけれども、やはりそういう觀念の中に当てはめるのが一番適当なものではないかというふうな存じております。

神道による。そういうものが結局は国の財産、管理してゐるという建物のあるところで行われてゐるということについての疑義というものは、やはり引き続き解明しなければならぬと思つております。その点を指摘しておきます。

最後に、参事制度ということについてお伺いをしたいんですけれども、これは宮内庁からいろいろ伺つただけけれども、やっぱりどうしても余りよくわからないんですが、これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(山本悟君) 先般、元の宮内庁長官の宇佐美さんとそれから前の日銀総裁の森永さんを昨年——宇佐美さんについては五十三年の十二月、それから森永さんにつきましては昨年の十二月に皇室の参事をお願いしたということでございますが、この参事といふのは、結局のところ、陛下から皇室の重要事項についてお尋ねがあつたうなときにいろいろ申し述べる御相談相手あるいはお話し相手といったような性格のものであらうと思ひます。したがって、何といひますか、公務員としての地位を持った恒常的な適正な制度として設置をしたというふうなものは全く考えておりません。何と申しますか、いま申し上げましたような性格から言へば、御相談相手なりお話し相手なりといったようなものとお考えいただくのが一番適当ではないかと。何と申しますか、国家公務員といたしましては宮内庁が所管をしてどういふふうな性質のものとは全く考えておりません。

○山中郁子君 そうすると、でも、こういう参事というふうなことを、あなたに参事を委嘱しますというふうなことをなさるわけでしょう、宮内庁が。だつて、自分で勝手に私は天皇の参事だといふことにはならないわけでしょう、自分が天皇の参事になりたい、宮内庁の参事になりたいと思つてもね。そうすると、天皇はこの参事という人以外にお話し相手も相談相手もないということになるんですか。

○政府委員(山本悟君) 宮内庁からというより

も、むしろ陛下がこういった事項に参与をしても
らいたいということをごさたになって、それをお
受けされたものでございます。したがって、宮内
庁長官名でもって参与を委嘱するというような発
令行為は一切ございません。

○山中郁子君 そうすると天皇は、いま参与とい
うのはお二人さんでしよう、森永さんと宇佐美さ
んですか、それ以外にお話し相手も相談相手もい
ないわけですか。

○政府委員(山本悟君) 陛下のお立場でもってど
のような者をお呼びでいろいろ相談をするというよ
うなことは、最近の例としても恐らく普通じゃな
かろうと思えます。まあ、侍従長でございますと
か宮内庁長官でございますとか、側近華仕の者は
別といたしまして、外部の方にどうこうというの
は恐らくなかなかないんじゃないかと思いま
す。そういうような意味で、いまの参与を委嘱し
た方——委嘱といいますが、参与等をしてもら
いたいというごさたのあった方というのは、そう
いう意味では陛下としてそういうお話し相手なり御
相談相手としてたびたびお使いになりたい、こう
いう意思はお持ちになつてゐることであらうと存
じますが、何と申しますか、それだけであるか
と、ほかの者はじゃ陛下としてできないのかと言
われれば、そんなこともなかろうと思ひますけれ
ども、その方々には特にそうやってその方に御相
談相手になつてくれということをお陛下としてごさ
たになつたということであらうと思ひます。

○山中郁子君 私がこのことを申しますのは、結
局象徴天皇制といひ、そういう問題が過去の日本
の政治との関係でたくさん問題が戦後大きく正
されたわけですね。で、そこへもつてきて、だ
からそこが厳密にいろいろ図られなければいけな
い問題が天皇に關してはたくさんあるわけですが、
厳密にしなければ、そのことは元号法制化、元号
法案をめぐるこの内閣委員会の審議でもいろいろ
出ました。それがこういうことで、何にも根拠が
なくて、何をやるのかわからないし、ほかにもそ
れはお話し相手はいると、そういうあいまいな形

で、そして一方ではこれが森永さんが参与になら
れてゐるという話ですけれども、政財界の中の長
老の方たちがこの参与という肩書きをもちらうこ
とを一種の名譽として受けとめるみたいな風潮と相
まつてゐるということについては、私はやはり注
意をしておいておく必要がある問題だといふ意味
からお尋ねもし、問題提起もしております。

そのことを申し上げまして、私の質問を終わ
ります。

○井上計君 質問の予定をいたしておりました
が、他の委員の質問でおおむね了いたしました
ので、質問を中止をいたします。

ただ、一言私自身の気持ちを申し上げておきま
すと、国民の大多数、一部の人を除いて大多数の
敬慕の的でありますところの天皇陛下、さらに
天皇家あるいは皇族に對しましての皇室経済の數
字等につきましては、他の予算と同様に考へて、
削減だとか多過ぎるとかといふふうなことにつ
いては私は考へるべきでない。やはり、敬慕の的
でありますところの天皇に對しては、もっとわれ
れが敬慕の念を持つて、もっと積極的な考へ方
で今後このような問題等についてはやはり審議すべ
きであらう、こういう感想を申し上げて、私の質
問を終わります。

○森田重郎君 すでに同僚委員の方々から質問も
出尽くされたような感じがいたしますので、私は質
問をさせていただきます。

○委員長(古賀雷四郎君) 他に御発言もなけれ
ば、質疑は終局したものと認めて御異議ございま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、これより討論に入ります。——別に
御発言もないようですから、これより直ちに採決
に入ります。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を問
題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古賀雷四郎君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

第四号中正誤

第五号中正誤

ベ	段	行	誤	正
三	一	六	にいつて	について
五	一	六	あがる	がある
七	三	六	とおり、したと	とおり、
九	三	六	つくて	つくつて
三	二	二	行政	行管
四	一	三	改変	改編
五	三	七	支部分局	支分部局
三	三	三	整備	整理

第五号中正誤

ベ

段

行

誤

正

五

二

五

一般

一体

昭和五十五年四月十二日印刷

昭和五十五年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局